

目次

1. 九州大学バレーボール連盟規約.....	2
2. 九州大学バレーボール連盟各専門委員会規則.....	7
3. 男子1部リーグについて	9
(1) 男子1部リーグ競技運営規約	
(2) 〃 運営委員会規約	
(3) 〃 開催準備手順	
(4) 〃 プログラム掲載内容について	
(5) 〃 代表者会議次第について	
(6) 〃 事務処理について	
(7) 〃 運営委員会旅費規定について	
(8) 〃 組合せ表および役員割り当て表	
(9) 〃 大会要項の形式・内容基準について	
(10) 〃 個人賞表彰規定について	
4. 女子1部リーグについて	16
(1) レギュラーラウンド競技運営規約	
(2) 〃 運営委員会規約	
(3) 〃 開催準備手順	
(4) 〃 プログラム掲載内容について	
(5) 〃 代表者会議次第について	
(6) 〃 事務処理について	
(7) 〃 運営委員会旅費規定について	
(8) 〃 組合せ表および役員割り当て表	
(9) 〃 大会要項の形式・内容基準について	
(10) 〃 個人賞表彰規定について	
(11) ファイナルラウンド競技運営規約	
(12) 〃 運営委員会規約	
(13) 〃 開催準備手順	
(14) 〃 プログラム掲載内容について	
(15) 〃 代表者会議次第について	
(16) 〃 事務処理について	
(17) 〃 運営委員会旅費規定について	
(18) 〃 組合せ表および役員割り当て表	
(19) 〃 大会要項の形式・内容基準について	
(20) 〃 個人賞表彰規定について	
5. 男女チャレンジマッチ大会について	25
(1) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会競技運営規約	
(2) 〃 運営委員会規約	
(3) 〃 開催準備手順	

(4)	〃	役員編成基準について	
(5)	〃	プログラム掲載内容について	
(6)	〃	旅費規定について	
(7)	〃	組み合わせ表および役員割り当て表	
(8)	〃	大会要項の形式・内容基準について	
(9)	〃	代表者会議次第について	
(10)	〃	開会式・閉会式次第について	
(11)	〃	事務処理について	
(12)	〃	開催留意事項	
(13)	〃	個人賞表彰規定について	
(14)	〃	運営マニュアル	
6.		九州大学バレーボール連盟旅費規程について	34
7.		九州大学バレーボール連盟出張伺	35
8.		九州学連、全日本学連及び西日本学連登録方法について	36
9.		九州大学バレーボール連盟登録規程	36
10.		外国籍部員の登録および競技参加資格に関する規程	37
11.		(財)日本バレーボール協会登録及び登録料に関する規程	38
12.		一般財団法人全日本大学バレーボール連盟規約	39
13.		西日本大学バレーボール連盟規約	47
14.		九州大学バレーボール連盟 個人情報保護方針について	53

1. 九州大学バレーボール連盟規約

九州大学バレーボール連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、九州大学バレーボール連盟と称する。

英文の名称は Kyushu University Volleyball Association とする。

第2条 (事務局)

本連盟は、事務局を総務委員長が所属する大学に置く。

第3条 (組織)

本連盟は、福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・大分・沖縄の八つの県にそれぞれ設置される県大学バレーボール連盟を以て構成する。(以下、県学連と呼ぶ)

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

本連盟は、第3条規定の県学連を統括し且つ代表する学生競技団体として、バレーボールの普及・振興を図り、以て学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活を通じ、人格の形成に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 九州大学バレーボール男女リーグ及びチャレンジマッチの開催
- (2) 九州大学ビーチバレーボール男女選手権大会の開催

- (3) 各県学連内及び各県学連間における競技会開催
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 (会員)

本連盟は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学のバレーボール部で、かつ当該大学が大学を代表するバレーボール部であることを認めたもので本連盟に加盟を希望する部をもって会員とする。なお、一つの大学で男子・女子の部を活動させるときはそれぞれ独立した会員とする。

第7条 (加盟・退会及び登録)

- (1) 本連盟への加盟は九州学連、西日本学連・全日本学連及び日本バレーボール協会（JVA）への加盟により会員として登録されるが、加盟に際して本規約細則に定められた加盟料を納入しなければならない。
- (2) 加盟各大学は原則として毎年4月30日までに、九州学連事務局に対し、本規約に定められた登録料をそえて、規定の登録用紙を以て登録しなければならない。
- (3) 一旦納入された加盟料及び登録料は返還しない。

第4章 役員

第8条 (役員の数)

本連盟に下記の役員を置く。

- | | |
|--|-------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 名誉顧問 | 若干名 |
| (5) 顧問 | 若干名 |
| (6) 参与 | 若干名 |
| (7) 理事長 | 1名 |
| (8) 副理事長 | 1名 |
| (9) 常任理事 (10)(12)を含め | 8名 |
| (10) 理事 (2)(3)(6)(7)(8)(10)(11)(12)(13)を含め | 40名程度 |
| (11) 専門委員会委員長 | 5名 |
| (12) 専門委員会委員 | 若干名 |
| (13) 代表委員長 | 1名 |
| (14) 代表副委員長 | 2名 |
| (15) 代表委員 (11)(12)(13)を含め | 15名程度 |
| (16) 監事 | 2名 |

第9条 (会長)

- (1) 会長は常任理事会において推薦し、理事会において選任する。
- (2) 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

第10条 (副会長)

- (1) 副会長は会長が推薦し、理事会において選任する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

第11条 (名誉会長)

名誉会長は九州大学バレーボール連盟に功労のあった者または、学識経験者を理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第12条 (名誉顧問・顧問)

- (1) 名誉顧問は本連盟会長経験者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は本連盟に特に功労のあった者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 名誉顧問及び顧問は本連盟の重要事項について、理事会の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べるができる。

第13条 (参与)

- (1) 参与は本連盟に功労のあった者で理事会の推薦を受けた者を会長が委嘱する。
- (2) 参与は本連盟の運営について会長の諮問に応ずる。

第14条（理事長）

- (1) 理事長は理事の互選により選出され、会長が委嘱する。
- (2) 理事長は理事会の決議及び本規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。

第15条（副理事長）

- (1) 副理事長は理事のなかから理事長が指名し、会長が委嘱する。
- (2) 副理事長は会長を補佐し、理事長不在のときには理事長の職務を代行する。

第16条（常任理事）

- (1) 常任理事は第16条規定の専門委員会委員長5名、第17条規定の学生委員長1名及び理事の互選により選出された2名をもって構成され、会長が委嘱する。
- (2) 常任理事は本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）の提案・立案・審議等を企画し、会長・副会長・理事長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

第17条（理事）

- (1) 理事は各県学連推薦理事・学識経験者理事及び学生理事によって構成され、その選任は第17条(3)に基づいて行われる。
- (2) 理事（38名以内）の構成は下記によるものとする。
 - (イ) 県学連推薦理事 8名
各県学連より各1名の推薦をするが、県学連推薦理事は学識経験者・学生を問わない。
 - (ロ) 学識経験者理事 15名以内
 - (ハ) 学生理事 15名以内
学生理事は代表委員会より推薦された者とする。
- (3) 県学連推薦理事は各県学連の推薦に基づき、また学生理事は代表委員会の推薦に基づき、これを理事会が承認し学識経験者理事は理事会において選任する。
- (4) 理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第18条（専門委員会委員長・専門委員）

- (1) 第29条に規定される各専門委員会の委員長は理事のなかから理事会の推薦により選任され会長が委嘱する。
- (2) 各専門委員会の委員は各委員長の推挙により理事会が審議の上選任し、会長が委嘱する。なお、専門委員は理事である必要はない。

第19条（委員長・副委員長）

- (1) 委員長は代表委員の互選により選出され、副委員長は委員長が推薦する。
- (2) 委員長及び副委員長は代表委員会を代表し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

第20条（代表委員）

- (1) 代表委員は各県学連、一部リーグ運営委員会及び総務委員会を代表する学生委員であり、各県学連、一部リーグ運営委員会及び総務委員会からの推薦により選出され、会長がこれを委嘱する。
- (2) 代表委員は代表委員会を組織し、各県学連や会員から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会の審議に供する。

第21条（監事）

- (1) 監事は理事会において選任される。
- (2) 監事は本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し必要に応じ、理事会に対し監査結果を報告する。

第22条（役員の任期）

- (1) 各役員の任期は学識経験者役員2年、学生役員1年とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員補充により就任する役員の任期は前任役員残任期間とする。

第5章 会議

第23条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

- (1) 理事会

- (2) 常任理事会
- (3) 代表委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 一部リーグ運営委員会
- (6) チャレンジマッチ運営委員会

第24条(理事会)

- (1) 理事会は本連盟の最終決議機関とする。
- (2) 通常理事会は年1回(原則として1月)会長が召集し、理事長が議長となる。
- (3) 臨時理事会は会長が必要と認めるとき、あるいは理事の過半数から理事会に付すべき事項を示して召集を請求されたときにはその請求から3週間以内に、会長が召集し、理事長が議長となる。

第25条(理事会の決議)

- (1) 理事会は理事の過半数の出席を以て成立する。ただし、理事会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。
- (2) 理事会の議決は出席者の過半数を以て決定する、ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第26条(理事会の決議事項)

理事会において下記の事項を議決する。

- (イ) 収支予算及び収支決算
- (ロ) 事業報告
- (ハ) 九州大学バレーボール男女リーグ及びチャレンジマッチの開催場所・運営方法
- (ニ) 本連盟の重要な規約類の改正・制定
- (ホ) 会長・副会長・名誉顧問・顧問・参与・理事長・学識経験理事・専門委員会委員長・専門委員会委員・監事の選任及び県学連推薦理事・学生理事の承認
- (ヘ) 本規約の付則・細則の新設・改訂・廃止
- (ト) 専門委員会の設置・廃設
- (チ) 専門委員会規定の新設・改訂・廃止
- (リ) 専門委員会の審議事項の採否決定
- (ヌ) その他、本連盟の事業に関する重要事項と認める事項

第27条(常任理事会)

- (1) 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長、各専門委員会委員長及び代表委員長により組織される
- (2) 常任理事会は、本連盟の重要事項(本連盟が選任する役員人事を含む)に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会の議決に委ねる。
- (3) 常任理事会は、理事長が必要と認めるときに召集し、議長となる。
- (4) 緊急止むを得ない場合で、理事会が成立せぬか、あるいは会長が理事会の召集が不可能であると認めた場合には、たとえ理事会の議決事項に属する事項であっても常任理事会が審議し決議することができる。ただし、この場合は次期理事会において、その承認を受けることが必要である。

第28条(常任理事会の決議)

- (1) 常任理事会は常任理事の過半数の出席を以て成立する。ただし、常任理事会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。
- (2) 常任理事会の議決は出席者の過半数を以て決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第29条(常任理事会の決議事項)

常任理事会において下記の事項を議決する。

- (イ) 事業計画
- (ロ) その他

第30条(代表委員会)

- (1) 代表委員会は年1回、通常理事会の当日に開催する。
- (2) 代表委員会は各県学連や会員から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会に提議する。また、理事会審議事項を検討・審議し、理事会でその総意を提議する。
- (3) 代表委員会は委員長が召集し、議長の任に当たる。

- (4) 代表委員会は代表委員の過半数の出席を以て成立し、その議決は出席者の過半数を以て決する。なお、予め書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (5) 各代表委員は、各自の所属する県学連、リーグ運営委員会の意見を十分にまとめ、それを代表する。

第31条（専門委員会）

- (1) 本連盟に次の専門委員会を置く。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 強化委員会
 - (ハ) 競技委員会
 - (ニ) 審判委員会
 - (ホ) ビーチバレー委員会
- (2) 各専門委員会の業務・運営については、別途理事会の議決を経て定める専門委員会規定によるものとする。
- (3) 専門委員会の設置・廃設は理事会の決議による。
- (4) 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第32条（議事録）

- (1) 本連盟の全ての会議は議事録を作成の上、保存するとともに本連盟の役員あるいは登録された大学からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。
- (2) 特に理事会の議事録は本連盟に登録された全ての大学に HP で公表される。

第6章 会計

第33条（会計年度）

本連盟の会計年度は毎年4月1日より同年3月31日までとする。

第34条（資産）

本連盟の資産は次の収入により成るものとする。

- (1) 本連盟の加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第35条（収支予算及び決算）

- (1) 本連盟の収支予算は理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は総務委員会会計担当の責任において、正確に記帳・保管され監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

第7章 賞罰

第36条（表彰）

本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を理事会の決議により表彰することができる。

第37条（懲罰）

本連盟の名誉を毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟校、役員に対し、理事会の決議により、次の懲罰を課することができる。ただし細則に関しては一般財団法人全日本大学バレーボール連盟規定に準ずることとする。

- (1) 誠告
- (2) 譴責
- (3) 権利停止
- (4) 除名
- (5) 罷免
- (6) その他処分

第8章 補則

第38条（規約の改正または変更）

本規約は理事会の決議により改正あるいは変更することができる。

第 39 条 (付則・細則)

- (1) 本連盟は本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。
- (2) 上記(1)項の付則・細則の改正あるいは変更は理事会の決議により行う。

(付則)

第 1 条 (委任状による出席及び決議権)

本条第 2 条規定の理事会或いは第 2 8 条規定の代表委員会に出席を要する理事或いは代議員は委任状をもって代理出席者を指名し会議に出席せしめることができる。委任状をもって出席した者は当該会議の議決に対し議決権を有する。

(細則)

第 1 条 (加盟金)

本連盟規約第 7 条第 1 項規定の加盟金は会員あたり 10,000 円、新規登録選手 1 人あたり 500 円とする。

第 2 条 (登録料)

本連盟規約第 7 条第 3 項規定の登録料は会員あたり 2,000 円とする。

2. 九州大学バレーボール連盟各専門委員会規則

(1) 総務委員会規則

九州大学バレーボール連盟規則第 2 9 条に基づき設置される総務委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第 1 条 総務委員会は次の事項を所管する。

- 1 規約の維持・管理に関する事項
- 2 規則・規定の制定および維持管理に関する事項
- 3 代表委員会など会議の運営に関する事項
- 4 事務局の運営に関する事項
- 5 登録競技者の審判およびその記録管理に関する事項
- 6 予算・決算および監査に関する事項
- 7 会計の執行
- 8 広報活動の総合的企画立案に関する事項
- 9 その他関連する事項

第 2 条 本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者(大学教等)および学生がこれを務める。

委員長 1 名(学識経験者)、副委員長 1 名(学識経験者)、委員若干名

第 3 条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- 1 委員長は理事会が選任する。
- 2 副委員長および委員は総務委員長が推挙し、理事会が選任を行う。

第 4 条 本委員会の委員長は委員会を代表し、総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

第 5 条 委員会は総務委員長が召集し、議長は総務委員長があたる。

第 6 条 会議は委員の 2 分の 1 以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の決議は出席委員の過半数とする。

第 7 条 委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者に HP で公表する。

第 8 条 委員の任期は学識経験者 2 年、学生 1 年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

(2) 強化委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第 2 9 条に基づき設置される強化委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第 1 条 強化委員会は次の事項を所管する。

- 1 競技力向上ならびに普及に関する事項
- 2 講習会および練習会の開催に関する事項

- 3 チームの派遣および招聘に関する事項
- 4 強化・普及費の計上とその予算・決算に関する事項
- 5 その他強化に関する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教員等）および学生がこれを務める。
強化委員長1名（学識経験者）、男子強化委員長1名（学識経験者）、女子強化委員長1名（学識経験者）、
委員若干名（学識経験者および学生）

第3条 本委員の構成員の選任は次のとおりとする。

- 1 委員長は理事会が選任する
- 2 男女強化委員長・委員は強化委員長が推挙し、理事会が選任を行う。

第4条 本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。男女強化委員長はそれぞれ委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

第5条 委員会は強化委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第6条 会議は委員の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。但し書面をもって委任を申し出た者は、出席者とみなす。会議の決議は出席委員の過半数とする。

第7条 委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者にHPで公表する。

第8条 委員の任期は学識経験者2年、学生1年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

（3）競技委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第29条に基づき設置される競技委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 競技審判委員は次の事項を所管する。

- 1 競技会の要項の決定および役員に関する事項
- 2 競技会参加者の資格審査に関する事項
- 3 その他関連する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教員等）および学生がこれを務める。
委員長1名（学識経験者）、副委員長1名（学識経験者）、委員若干名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- 1 委員長は理事会が選任する。
- 2 副委員長、委員は競技委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

第4条 本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

第5条 委員会は競技委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第6条 会議は委員の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の議決は出席委員の過半数とする。

第7条 委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者にHPで公表する。

第8条 委員の任期は学識経験者2年、学生1年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

（4）審判委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第29条に基づき設置される審判委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 審判委員会は次の事項を所管する。

- 1 審判員の養成に関する事項
- 2 競技会への審判長・審判員の派遣依頼とその調整に関する事項
- 3 その他関連する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教員等）および学生がこれを務める。
委員長1名（学識経験者）、副委員長1名（学識経験者）、委員若干名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- 1 委員長は理事会が選任する。
- 2 副委員長、委員は審判委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

第4条 本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

第5条 委員会は審判委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第6条 会議は委員の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の議決は出席委員の過半数とする。

第7条 委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者にHPで公表する。

第8条 委員の任期は学識経験者2年、学生1年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

(5) ビーチバレー委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第29条に基づき設置されるビーチバレー委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 ビーチバレー委員会は次の事項を所管する。

- 1 ビーチバレーの競技力向上および指導普及に関する事項
- 2 競技会および講習会、練習会の開催に関する事項
- 3 競技会事項の決定および役員に関する事項
- 4 チームの派遣および招聘に関する事項
- 5 その他ビーチバレーに関する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教員等）および学生がこれを務める。

委員長1名（学識経験者）、副委員長1名（学識経験者）、委員若干名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- 1 委員長は理事会が選任する。
- 2 副委員長、委員はビーチバレー委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

第4条 本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

第5条 委員会はビーチバレー委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第6条 会議は委員の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の議決は出席委員の過半数とする。

第7条 委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者にHPで公表する。

第8条 委員の任期は学識経験者2年、学生1年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

3. 男子1部リーグについて

男子1部リーグを8チームで構成し、8チーム1回総当たりで試合を行う。

(1) 男子1部リーグ競技運営規約

第1条 (目的)

九州大学バレーボール連盟の趣旨を踏まえ、男子1部リーグの競技力向上を図るものである。

第2条 (名称)

本競技会は「令和〇〇年度 九州大学〇季バレーボール男子1部リーグ大会」と称する。

第3条 (主催及び主管)

本競技会の主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管は九州大学バレーボール1部リーグ運営委員会及び会場の県バレーボール協会とする。

第4条 (所管及び運営)

本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟とし、その運営は別に定める「九州大学バレーボール1部リーグ大会運営委員会」とする。

第5条 (参加チーム)

九州大学バレーボール1部リーグ所属の男子8チームとする。

第6条 (競技規則)

(財)日本バレーボール協会6人制競技規則及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技申し合わせ事項による。

第7条 (開催時期)

原則として男子大会は、春季(5月)ならびに秋季(10月)大会は、3週に分け、8チーム1回総当たりで試合を行う。なお、次年度の日程は秋季リーグ戦終了後の1部リーグ運営委員会において決定する。

第8条 (開催地)

次年度の開催地は春季・秋季リーグ戦終了後の1部リーグ運営委員会において決定する。

第9条 (競技方法)

全試合5セットマッチとする。

第10条 (競技日程)

リーグ戦の日程は、第1週第1日リーグ戦、第2日リーグ戦、第2週日第3日リーグ戦、第4日リーグ戦、第3週日第5日リーグ戦、第6日リーグ戦、第7日リーグ戦とする。但し、開催県学連との協議により、日程・試合順等は運営事務局によって変更される場合がある。

第11条 (役員及び審判員)

1部リーグの役員には運営委員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学があたることを原則とする。

第12条 (運営費及び分担金)

1部リーグの運営費は各大学が納入する分担金(参加費)ならびにその他の収入をもってあたる。分担金の額は運営委員会がこれを定める。

第13条 (参加チームの旅費・宿泊費)

参加チームの旅費・宿泊費はチーム自弁とする。

(2) 男子1部リーグ運営委員会規約

第1条 九州大学バレーボール1部リーグ大会競技運営規約第4条に基づき、1部リーグ大会運営委員会を置く。

第2条 本運営委員会事務局は総務委員長が所属する大学に置く。

第3条 本運営委員会は次の事業を行う。

1 九州大学バレーボール春季及び秋季1部リーグの開催

第4条 本運営委員会の構成は次のとおりとする。

顧問14名、運営委員長1名、運営副委員長2名、運営委員14名、
庶務・会計各2名、会計監査1名

第5条 顧問は1部リーグ所属チームの部長あるいは監督ならびに本大会開催県学連の理事がこれを務め、本運営委員会の相談役として事業が円滑に進むよう協力する。

第6条 運営委員長は九州大学バレーボール連盟委員長がこれを務め、執行部の責任者として会務の実行にあたる。

第7条 運営副委員長は九州大学バレーボール連盟副委員長(1名)ならびに運営委員の中から1名互選により決定し、委員長がこれを任命する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第8条 運営委員は原則として1部リーグ所属の各チームから選出された学生(1名)がこれを務める。運営委員は会務を分担し、委員長の職務を補佐する。

第9条 庶務・会計委員は運営委員会で選出し、委員長がこれを任命する。庶務・会計は本運営委員会の経理を担当する。

第10条 会計監査委員は運営委員会で選出し、委員長がこれを任命する。会計監査委員は本運営委員会の経理を担当する。

第11条 顧問、運営委員長、運営副委員長、運営委員、庶務・会計委員、会計監査委員の任期はそれぞれ半年とする。

なお、欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。また、役員の交替はリーグ戦終了後に行う。

第12条 1年に2回運営委員会を開催する。原則として、開催時期はリーグ戦終了後(5月・10月)に開催する。

第13条 運営委員会は顧問、運営委員長、運営副委員長、運営委員を以て構成する。運営委員会は委員長がこれを召集し、委員長が議長となり次の事項を決議する。

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算の承認
- 3 運営委員会規約の改正
- 4 その他の重要事項

- 第14条 運営委員会は運営委員の2分の1の出席（委任状も含む）により成立し、決議は出席者の過半数とする。
- 第15条 運営委員はやむを得ない場合、運営委員の許可を得て、その代理者を会議及び議決に参加させることができる。
- 第16条 運営委員会に欠席した運営委員は、その会議における全ての権利を放棄したものとみなす。但し、その会議の議決により発生した責務は負わなければならない。
- 第17条 本運営委員会の運営維持費は大会参加費、運営費及びその他の収入をもってこれをあてる。
- 第18条 本運営委員会の会計は前期（春季リーグ戦終了後から秋季リーグ終了時まで）と後期（秋季リーグ戦終了後から次年度の春季リーグ戦終了時まで）に分け、収入及び支出の決算は会見監査を受けた後、運営委員会に報告し、承認されなければならない。
- 第19条 本運営委員会加盟校は、春季は4月上旬、秋季は9月上旬までに、出場選手名簿ならびに運営費を添え、本運営委員会事務局に送付しなければならない。
- 第20条 本規約の変更改正は、運営委員会の議決により行う。

（3）男子1部リーグ開催手順

- 3月下旬 春季1部リーグ大会開催要項、大会参加申込書を九州学連HPに掲載
- 4月下旬 春季1部リーグ大会申し込み締め切り
事務局にて、プログラムの印刷
役員、審判員へ委嘱状及び派遣依頼状の発送
- 大会時 代表者会議の準備
試合コート、役員席、更衣室、放送設備、記録用紙（IF、特別記録、リベロチェック）、エントリー用紙、オーダー用紙の準備、接待（昼食、お茶）、審判謝礼、試合記録、個人記録の集計・整理、会計整理
- 大会終了後 試合結果及び個人記録等の本大会運営委員会への引き継ぎ
1部リーグ運営委員会の開催
役員改選
- 9月上旬 秋季1部リーグ大会開催要項、大会参加申込書を九州学連HPに掲載
- 9月下旬 秋季1部リーグ大会申し込み締め切り
事務局にてプログラムの印刷
役員、審判員へ委嘱状及び派遣依頼状の発送（原則メール）
- 大会時 代表者会議の準備
試合コート、役員席、更衣室、放送設備、記録用紙（IF、特別記録、リベロチェック）、エントリー用紙、オーダー用紙の準備、接待（昼食、お茶）、審判謝礼、試合記録、個人記録の集計・整理、会計整理
- 大会終了後 試合結果及び個人記録等の本大会運営委員会への引き継ぎ
1部リーグ運営委員会の開催
役員改選
来年度の開催日程と開催場所の決定

（4）男子1部リーグプログラム掲載内容

- ・挨拶（会長及び運営委員長）
- ・大会役員一覧
- ・競技日程
- ・組み合わせ表及び勝敗表
- ・各チームプロフィール
- ・大会申し合わせ事項及び注意事項
- ・プロトコール

(5) 男子1部リーグの代表者会議の開催について

代表者会議は原則として、第1週の1週間前にオンラインにて参加チームを集めて、次の次第により、1部リーグ大会運営委員長の司会のもとに開催するものとする（各チームはメンバー変更・訂正等のこともあるので、責任もてる者を必ず出席させること）。

- 1 開会の辞（運営委員長）
- 2 競技上の注意
- 3 審判上の注意
- 4 連絡事項
- 5 閉会の辞

(6) 男子1部リーグ運営委員会旅費規定について

九州大学バレーボール1部リーグ大会運営委員会役員等に支給する旅費については九州大学バレーボール連盟の旅費規定に準ずる。

(7) 男子1部リーグの事務処理について

1部リーグ大会運営委員会の事務処理は原則として1部リーグ大会運営委員会が行い、次の項目について資料を作成し、本大会開催地県学連に提出しなければならない。

- ・競技成績（大会の試合結果及びスコア）
- ・個人記録（出場選手の個人記録）
- ・その他

(8) 男子1部リーグ組合せ表及び役員割り当て表

年度九州大学 季バレーボール男子1部リーグ 組み合わせ

順位	日程	試合順	開始時間	コート	対戦カード				コートオフィシャル				会場	
									ラインズ		リトリバー			
1		第1試合目	13:00	Aコート	3	0	-	6	0	1	0	8	0	
				Bコート	4	0	-	5	0	2	0	7	0	
2		第2試合目	16:00	Aコート	1	0	-	8	0	3	0	6	0	
				Bコート	2	0	-	7	0	4	0	5	0	
3		第1試合目	11:00	Aコート	3	0	-	5	0	7	0	1	0	
				Bコート	4	0	-	6	0	8	0	2	0	
4		第2試合目	14:00	Aコート	1	0	-	7	0	5	0	3	0	
				Bコート	2	0	-	8	0	6	0	4	0	
5		第1試合目	13:00	Aコート	3	0	-	8	0	1	0	6	0	
				Bコート	4	0	-	7	0	2	0	5	0	
6		第2試合目	16:00	Aコート	1	0	-	6	0	3	0	8	0	
				Bコート	2	0	-	5	0	4	0	7	0	
7		第1試合目	11:00	Aコート	3	0	-	7	0	5	0	1	0	
				Bコート	4	0	-	8	0	6	0	2	0	
8		第2試合目	14:00	Aコート	1	0	-	5	0	7	0	3	0	
				Bコート	2	0	-	6	0	8	0	4	0	
		第1試合目	10:00	Aコート	6	0	-	7	0	2	0	3	0	
		第2試合目	12:00		5	0	-	8	0	1	0	4	0	
		第3試合目	14:00		2	0	-	3	0	6	0	7	0	
		第4試合目	16:00		1	0	-	4	0	5	0	8	0	
		第1試合目	10:00	Aコート	6	0	-	8	0	4	0	2	0	
		第2試合目	12:00		5	0	-	7	0	3	0	1	0	
		第3試合目	14:00		2	0	-	4	0	8	0	6	0	
		第4試合目	16:00		1	0	-	3	0	7	0	5	0	
	第1試合目	10:00	Aコート	3	0	-	4	0	1	0	2	0		
			Bコート	7	0	-	8	0	5	0	6	0		
	第2試合目	12:00	Aコート	1	0	-	2	0	3	0	4	0		
			Bコート	5	0	-	6	0	7	0	8	0		

連絡事項

(1)コートオフィシャルについて

*ラインズ(8名)・・・ラインジャッジ(4名)、IF(1名)、リベロチェック(1名)、点示(2名)

*リトリバー(9名)・・・ボールリトリバー(6名)、JVIMS(3名)

(9) 男子1部リーグ要項・内容基準について

令和〇〇年度九州大学〇季バレーボール男子1部リーグ大会開催要項

主催 九州バレーボール連盟 九州大学バレーボール連盟
主管 〇〇県バレーボール協会 〇〇県大学バレーボール連盟

- 開催期間 第1週：令和〇年〇月〇日（〇）より〇日（〇）まで2日間
第2週：令和〇年〇月〇日（〇）より〇日（〇）まで2日間
第3週：令和〇年〇月〇日（〇）より〇日（〇）まで3日間
- 会場 第1週：会場名 住所 電話番号
第2週：
第3週：
- 参加資格 令和〇〇年度（公財）日本バレーボール協会並びに全日本大学バレーボール連盟・西日本大学バレーボール連盟・九州大学バレーボール連盟により有効に登録された大学生で組織された男子1部リーグ所属の単独チーム
- 競技規則 令和〇〇年度（公財）日本バレーボール協会6人制競技規則による。
- 競技方法 第1週：第1日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合
第2日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合
第2週：第3日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合
第4日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合
第3週：第5日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合
第6日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合
第7日目〇月〇日（〇） リーグ戦4試合、閉会式、入れ替え戦
試合は全試合5セットマッチ、5ボールシステムで行う。リベロプレーヤーは色違いのユニフォームを着用する。また、試合用のソックスは各チームで長さを必ず揃えること。
- 試合球 （公財）日本バレーボール協会検定 〇〇〇製 〇〇〇〇〇とする。
- 申込方法 1) 所定の方法を用い、下記の申し込み先まで申し込むこと。
2) 申込先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 -----(Tel.-----)
-----宛
受付通知 上記の手続き完了のチームには、その旨折り返し通知する。
- 参加料 1チーム 〇〇〇〇〇円
参加料は下記の口座に振り込み、その領収書のコピーを申込書と同封のうえ、申込先に申し込むこと。なお、参加料振り込み領収書コピー添付なき申し込みは無効とする。
*入金の際、必ず大学名を入れてください。
[振込先] 〇〇銀行 〇〇支店 口座番号：普通預金 〇〇〇〇〇〇
-----宛
- チーム 1) 参加申し込み時のエントリーは1チーム、部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー、学生審判各1名とし、選手のエントリー人数については特に制限をもうけない。
2) 各試合時のエントリーは1チーム、部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー各1名、選手14名の合計19名以内とする。
- 締切期日 令和〇〇年〇月〇日（〇）必着
（原則として締切期日に間に合わない場合はこれを認めない。）

- 代表者会議 1) 日時 令和〇年〇月〇日 (〇) 午前〇:〇〇より
- 2) 場所 オンライン *各チームは責任のもてる代表者1名を必ず出席させること。
- その他 1) 選手番号は1～99の数字とする。
- 2) 部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー章は規定のものを用いること。
- 3) エントリーの変更は代表者会議終了までに行うこと。それ以後の変更は認めない。
- 4) 選手は大会前に健康診断を受けること。
- 5) 大会期間中に選手が負傷したとき、応急手当(医者に見せるまでの救急処置)はするが、それ以後の責任は負わない。
- 6) 大会に関する問い合わせ先
〒----- 住所-----宛 Tel-----
- 7) 申し込みに必要な書類
- ・参加申込書を九州学連ホームページよりダウンロードし、必要事項を打ち込んだものをメールに添付、送信する
 - ・申込書に**押印**した上で上記住所まで郵送する
 - ・大会参加料振り込みの領収書のコピー 1通
 - ・チーム集合写真、監督・コーチ・トレーナー・主将・運営委員、学生審判すべて顔写真を撮影し、メールでデータを送付する(写真の撮影については別途掲載資料を確認すること)
 - ・チーム集合写真はユニフォーム着用の上、選別したものを提出
- *プログラムに沿わない表情は取り直しになります。
- *メールアドレス:-----

(10) 男子1部リーグ個人賞表彰規定について

1部リーグの個人賞はJVIMS及び運営委員会の投票により決定する。所轄委員会は強化委員会とする。

(a) 個人賞の種類

- ・スパイク賞
- ・サーブ賞
- ・ブロック賞
- ・レシーブ賞
- ・セッター賞
- ・リベロ賞
- ・サーブレシーブ賞
- ・最多得点賞(ベストスコアラー賞)
- ・敢闘賞
- ・ベストオブサポート賞
- ・最優秀選手賞
- ・新人賞
- ・優勝監督賞

(b) 受賞資格

1部リーグではJVIMSを用いてデータ集計を行う。(注1)各個人賞の受賞資格は以下のとおりとする。

- ・スパイク賞 スパイク決定率が最も高い者
- ・サーブ賞 サーブ効果率が最も高い者
- ・ブロック賞 ブロック決定率が最も高い者
- ・レシーブ賞 監督・学連委員の投票により決定(リベロは除く)
- ・セッター賞 〃

- ・リベロ賞 〃
- ・敢闘賞 〃
- ・サーブレシーブ賞 サーブレシーブ成功率が最も高い者
- ・最多得点（ベストスコアラー）賞 スパイク、ブロック、サーブにおいて最も多く得点を挙げた者
- ・ベストオブサポート賞 審判委員からの推薦により選ばれたチーム
- ・最優秀選手賞
- ・新人賞（1年生のみ）
- ・優勝監督賞

（注1）バレーボール選手における技術項目について評価し、技術別成績を算出しているもの。Vリーグ等の国内競技会の試合において行われる。技術項目にはアタック、ブロック、サーブなどさまざまな項目が含まれ、評価したデータを基に、JVIMS（JVA 新試合情報管理システム）によって統計処理を行って算出する。判定をするには技術統計判定員の資格が必要で、技術統計指導員、上級指導員、判定員などに分かれている。試合中には、公認判定員、データを入力する入力員、バックアップするための記録員があり、この統計を行っている。ブロックの判定を確実にを行うために、コートの後方にブロック判定補助員がいる場合もある。

第15条（チームの各部入れ替え）

- （1）1部とチャレンジマッチ間では1部の8位とチャレンジマッチの1位、1部の7位とチャレンジマッチの2位が入れ替え戦（5セットマッチ）を行う。入れ替え戦の経費は本競技会の運営費より支出し、その期間・開催地については大会開催県代表委員と入れ替え戦出場両チームの競技により決定する。

第16条（棄権）

全試合届出棄権をした場合は当該部の最下位となり、入れ替え戦の出場は認めない。

4. 女子1部リーグについて

女子1部リーグを12チームで構成し、レギュラーラウンド・ファイナルラウンドを行う。女子の試合形式は下図の通りとする。

レギュラーラウンド	ファイナルラウンド
順位決定 ①勝敗②セット率③得点率	順位決定 ①ファイナルラウンドの勝敗 ②セット率③レギュラーラウンドの順位
<Aパート> 前リーグの上位6チーム 5セットマッチ総当たり <Bパート> 前リーグの下位6チーム 5セット総当たり	ファイナルラウンド(1~4位) Aパート 上位4チーム
	ファイナルラウンド(5~8位) Aパート 下位2チーム Bパート 上位2チーム
	ファイナルラウンド(9~12位) Bパート 下位4チーム

（1）レギュラーラウンド競技運営規約

第1条（目的）

九州大学バレーボール連盟の趣旨を踏まえ、女子1部リーグの競技力向上を図るものである。

第2条（名称）

本競技会は「令和〇〇年度 九州大学〇季バレーボール女子1部リーグ大会」と称する。

第3条 (主催及び主管)

本競技会の主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管は九州大学バレーボール1部リーグ運営委員会及び会場県の県バレーボール協会とする。

第4条 (所管及び運営)

本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟とし、その運営は別に定める「九州大学バレーボール1部リーグ大会運営委員会」とする。

第5条 (参加チーム)

九州大学バレーボール1部リーグ所属の女子12チームとする。

第6条 (競技規則)

(財)日本バレーボール協会6人制競技規則及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技申し合わせ事項による。

第7条 (開催時期)

原則として春季(5月)ならびに秋季(10月)大会は2週に分け、レギュラーラウンドとして第1週は2試合、第2週は3試合、合計各チーム5試合を行うものとする。なお、次年度の日程は秋季リーグ戦終了後の1部リーグ運営委員会において決定する。

第8条 (開催地)

次年度の開催地は春季・秋季リーグ戦終了後の1部リーグ運営委員会において決定する。

第9条 (競技方法)

全試合5セットマッチとする。

第10条 (競技日程)

リーグ戦の日程は、第1週第1日リーグ戦、第2日リーグ戦、第2週目第3日リーグ戦、第4日リーグ戦、第5日リーグ戦とする。但し、開催県学連との協議により、日程・試合順等は運営事務局によって変更される場合がある。

第11条 (役員及び審判員)

レギュラーラウンドの役員には運営委員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学があたることを原則とする。

第12条 (運営費及び分担金)

レギュラーラウンドの運営費は各大学が納入する分担金(参加費)ならびにその他の収入をもってあたる。分担金の額は運営委員会がこれを定める。

第13条 (参加チームの旅費・宿泊費)

参加チームの旅費・宿泊費はチーム自弁とする。

(2) レギュラーラウンド運営委員会規約

第1条 九州大学バレーボール1部リーグ大会競技運営規約第4条に基づき、1部リーグ大会運営委員会を置く。

第2条 本運営委員会事務局は総務委員長が所属する大学に置く。

第3条 本運営委員会は次の事業を行う。

1 九州大学バレーボール春季及び秋季1部リーグの開催

第4条 本運営委員会の構成は次のとおりとする。

顧問14名、運営委員長1名、運営副委員長2名、運営委員14名、
庶務・会計各2名、会計監査1名

第5条 顧問は1部リーグ所属チームの部長あるいは監督ならびに本大会開催県学連の理事がこれを務め、本運営委員会の相談役として事業が円滑に進むよう協力する。

第6条 運営委員長は九州大学バレーボール連盟委員長がこれを務め、執行部の責任者として会務の実行にあたる。

第7条 運営副委員長は九州大学バレーボール連盟副委員長(1名)ならびに運営委員の中から1名互選により決定し、委員長がこれを任命する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第8条 運営委員は原則として1部リーグ所属の各チームから選出された学生(1名)がこれを務める。運営委員は会務を分担し、委員長の職務を補佐する。

第9条 庶務・会計委員は運営委員会で選出し、委員長がこれを任命する。庶務・会計は本運営委員会の経理を担当する。

第10条 会計監査委員は運営委員会で選出し、委員長がこれを任命する。会計監査委員は本運営委員会の経理を担当する。

第11条 顧問、運営委員長、運営副委員長、運営委員、庶務・会計委員、会計監査委員の任期はそれぞれ半年とする。

なお、欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。また、役員の交替はリーグ戦終了後に行う。

第12条 1年に2回運営委員会を開催する。原則として、開催時期はリーグ戦終了後（5月・10月）に開催する。

第13条 運営委員会は顧問、運営委員長、運営副委員長、運営委員を以て構成する。運営委員会は委員長がこれを召集し、委員長が議長となり次の事項を決議する。

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算の承認
- 3 運営委員会規約の改正
- 4 その他の重要事項

第14条 運営委員会は運営委員の2分の1の出席（委任状も含む）により成立し、決議は出席者の過半数とする。

第15条 運営委員はやむを得ない場合、運営委員の許可を得て、その代理者を会議及び議決に参加させることができる。

第16条 運営委員会に欠席した運営委員は、その会議における全ての権利を放棄したものとみなす。但し、その会議の議決により発生した責務は負わなければならない。

第17条 本運営委員会の運営維持費は大会参加費、運営費及びその他の収入をもってこれをあてる。

第18条 本運営委員会の会計は前期（春季リーグ戦終了後から秋季リーグ終了時まで）と後期（秋季リーグ戦終了後から次年度の春季リーグ戦終了時まで）に分け、収入及び支出の決算は会見監査を受けた後、運営委員会に報告し、承認されなければならない。

第19条 本運営委員会加盟校は、春季は4月上旬、秋季は9月上旬までに、出場選手名簿ならびに運営費を添え、本運営委員会事務局に送付しなければならない。

第20条 本規約の変更改正は、運営委員会の議決により行う。

（3）レギュラーラウンド開催手順

3月下旬 春季1部リーグ大会開催要項、大会参加申込書を九州学連HPに掲載

4月下旬 春季1部リーグ大会申し込み締め切り

事務局にて、プログラムの印刷

役員、審判員へ委嘱状及び派遣依頼状の発送

大会時 代表者会議の準備

試合コート、役員席、更衣室、放送設備、記録用紙（IF、特別記録、リベロチェック）、

エントリー用紙、オーダー用紙の準備

接待（昼食、お茶）、審判謝礼

試合記録、個人記録の集計・整理

会計整理

大会終了後 試合結果及び個人記録等の本大会運営委員会への引き継ぎ

1部リーグ運営委員会の開催

役員の改選

9月上旬 秋季1部リーグ大会開催要項、大会参加申込書を九州学連HPに掲載

9月下旬 秋季1部リーグ大会申し込み締め切り

事務局にてプログラムの印刷

役員、審判員へ委嘱状及び派遣依頼状の発送

大会時 代表者会議の準備

試合コート、役員席、更衣室、放送設備、記録用紙（IF、特別記録、リベロチェック）、エントリー用紙、オーダー

用紙の準備、接待（昼食、お茶）、審判謝礼、試合記録、個人記録の集計・整理、会計整理

大会終了後 試合結果及び個人記録等の本大会運営委員会への引き継ぎ

1部リーグ運営委員会の開催

役員の改選

来年度の開催日程と開催場所の決定

（4）レギュラーラウンドプログラム掲載内容

・挨拶（会長及び運営委員長）

- ・大会役員一覧
- ・競技日程
- ・組み合わせ表及び勝敗表
- ・各チームプロフィール
- ・大会申し合わせ事項及び注意事項
- ・プロトコール

(5) レギュラーラウンドの代表者会議の開催について

代表者会議は原則として、第1週の1週間前にオンラインにて参加チームを集めて、次の次第により、1部リーグ大会運営委員長の司会のもとに開催するものとする（各チームはメンバー変更・訂正等のこともあるので、責任もてる者を必ず出席させること）。

- 1 開会の辞（運営委員長）
- 2 競技上の注意
- 3 審判上の注意
- 4 連絡事項
- 5 閉会の辞

(6) レギュラーラウンド運営委員会旅費規定について

九州大学バレーボール1部リーグ大会（レギュラーラウンド）運営委員会役員等に支給する旅費については九州大学バレーボール連盟の旅費規定に準ずる。

(7) レギュラーラウンドの事務処理について

1部リーグ大会運営委員会の事務処理は原則として1部リーグ大会運営委員会が行い、次の項目について資料を作成し、本大会開催地県学連に提出しなければならない。

- ・競技成績（大会の試合結果及びスコア）
- ・個人記録（出場選手の個人記録）
- ・その他

(8) レギュラーラウンド組合せ表及び役員割り当て表

年度 九州大学 季バレーボール女子1部リーグ役員割り当て												
	月	日	曜	パート	順	組合せ	I F	リベロチェック	JVIMS	線審	点示	リトリバー
							1名	1名	3名	4名	2名	6名
レギュラーラウンド (Aパート)				A	1	3位-4位	1	1	6	1	1	6
					2	2位-5位	3	3	4	3	3	4
					3	1位-6位	2	2	5	2	2	5
				A	1	2位-3位	5	5	1	5	5	1
					2	4位-6位	2	2	3	2	2	3
					3	1位-5位	6	6	4	6	6	4
				A	1	2位-6位	4	4	1	4	4	1
					2	3位-5位	6	6	2	6	6	2
					3	1位-4位	3	3	5	3	3	5
				A	1	5位-6位	1	1	3	1	1	3
					2	2位-4位	5	5	6	5	5	6
					3	1位-3位	4	4	2	4	4	2
				A	1	4位-5位	2	2	1	2	2	1
					2	3位-6位	5	5	4	5	5	4
					3	1位-2位	3	3	6	3	3	6
レギュラーラウンド (Bパート)				B	1	3位-4位	7	7	12	7	7	12
					2	2位-5位	10	10	9	10	10	9
					3	1位-6位	8	8	11	8	8	11
				B	1	2位-3位	11	11	7	11	11	7
					2	4位-6位	8	8	9	8	8	9
					3	1位-5位	12	12	10	12	12	10
				B	1	2位-6位	7	7	10	7	7	10
					2	3位-5位	12	12	8	12	12	8
					3	1位-4位	9	9	11	9	9	11
				B	1	5位-6位	7	7	9	7	7	9
					2	2位-4位	11	11	12	11	11	12
					3	1位-3位	10	10	8	10	10	8
			B	1	4位-5位	8	8	7	8	8	7	
				2	3位-6位	10	10	11	10	10	11	
				3	1位-2位	9	9	12	9	9	12	
Aパート				1.大	2.大	3.大	4.大	5.大	6.大			
Bパート				7.大	8.大	9.大	10.大	11.大	12.大			

(9) レギュラーラウンド・ファイナルラウンド要項・内容基準について

令和〇〇年度九州大学〇季バレーボール女子1部リーグ大会開催要項

主催 九州バレーボール連盟 九州大学バレーボール連盟
主管 〇〇県バレーボール協会 〇〇県大学バレーボール連盟

- 開催期間 第1週：令和〇年〇月〇日（〇）より〇日（〇）まで3日間
第2週：令和〇年〇月〇日（〇）より〇日（〇）まで2日間
第3週：令和〇年〇月〇日（〇）より〇日（〇）まで4日間
- 会場 第1週：会場名 住所 電話番号
第2週：
第3週：
- 参加資格 令和〇〇年度（公財）日本バレーボール協会並びに全日本大学バレーボール連盟・西日本大学バレーボール連盟・九州大学バレーボール連盟により有効に登録された大学生で組織された男子1部リーグ所属の単独チーム
- 競技規則 令和〇〇年度（公財）日本バレーボール協会6人制競技規則による。
- 競技方法 レギュラーラウンド
第1週：第1日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合
第2日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合
第3日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合
第2週：第4日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合
第5日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合
ファイナルラウンド
第3週：第6日目〇月〇日（〇） リーグ戦2試合
第7日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合
第8日目〇月〇日（〇） リーグ戦3試合、バレーボール教室
第9日目〇月〇日（〇） リーグ戦2試合、閉会式、入れ替え戦
試合は全試合5セットマッチ、の5ボールシステムで行う。リベロプレーヤーは色違いのユニフォームを着用する。
また、試合用のソックスは各チームで長さを必ず揃えること。
- 試合球 （公財）日本バレーボール協会検定 〇〇〇製 〇〇〇〇〇とする。
- 申込方法 1) 所定の方法を用い、下記の申し込み先まで申し込むこと。
2) 申込先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 -----(Tel.-----)
-----宛
- 受付通知 上記の手続き完了のチームには、その旨折り返し通知する。
- 参加料 1 チーム 〇〇〇〇〇円（本大会の参加費は含まない）
参加料は下記の口座に振り込み、その領収書のコピーを申込書と同封のうえ、申込先に申し込むこと。なお、参加料振り込み領収書コピー添付なき申し込みは無効とする。*入金の際、必ず大学名を入れてください。
【振込先】 〇〇銀行 〇〇支店 口座番号：普通預金 〇〇〇〇〇〇
----- 宛
- チーム 1) 参加申し込み時のエントリーは1チーム、部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー、学生審判各1名とし、選手のエントリー人数については特に制限をもうけない。
2) 各試合時のエントリーは1チーム、部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー各1名、選手14名の合計

19名以内とする。

締切期日 令和〇〇年〇月〇日（〇）必着

（原則として締切期日に間に合わない場合はこれを認めない。）

代表者会議 1) 日時 令和〇年〇月〇日（〇）午前〇：〇〇より

2) 場所 〇〇〇 *各チームは責任のもてる代表者1名を必ず出席させること。

その他

1) 選手番号は1～99の数字とする。

2) 部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー章は規定のものを用いること。

3) エントリーの変更は代表者会議終了までに行うこと。それ以後の変更は認めない。

4) 選手は大会前に健康診断を受けること。

5) 大会期間中に選手が負傷したとき、応急手当（医者に見せるまでの救急処置）はするが、それ以後の責任は負わない。

6) 大会に関する問い合わせ先

〒----- 住所-----宛 Tel-----

7) 申し込みに必要な書類

・参加申込書を九州学連ホームページよりダウンロードし、必要事項を打ち込んだものをメールに添付、送信する

・申込書に**押印**した上で上記住所まで郵送する

・大会参加料振り込みの領収書のコピー 1通

・チーム集合写真、監督・コーチ・トレーナー・主将・運営委員、学生審判すべて顔写真を撮影し、メールでデータを送付する（写真の撮影については別途掲載資料を確認すること）

・チーム集合写真はユニフォーム着用の上、選別したものを提出

*パンフレットに沿わない表情は取り直しになります。

*メールアドレス：-----

(10) レギュラーラウンド個人賞表彰規定について

1部リーグの個人賞はレギュラーラウンドの結果のみを参考に決定する。

(a) 個人賞の種類

- ・スパイク賞
- ・サーブ賞
- ・ブロック賞
- ・レシーブ賞
- ・セッター賞
- ・リベロ賞
- ・サーブレシーブ賞
- ・最多得点賞（ベストスコアラー賞）
- ・敢闘賞
- ・ベストオブサポート賞
- ・最優秀選手賞
- ・新人賞
- ・優勝監督賞

(b) 受賞資格

1部リーグではJVIMSを用いてデータ集計を行う。（注1）各個人賞の受賞資格は以下のとおりとする。

- ・スパイク賞 スパイク決定率が最も高い者

- ・サーブ賞 サーブ効果率が最も高い者
- ・ブロック賞 ブロック決定率が最も高い者
- ・レシーブ賞 監督・学連委員の投票により決定（リベロは除く）
- ・セッター賞 〃
- ・リベロ賞 〃
- ・敢闘賞 〃
- ・サーブレシーブ賞 サーブレシーブ成功率が最も高い者
- ・最多得点（ベストスコアラー）賞 スパイク、ブロック、サーブにおいて最も多く得点を挙げた者
- ・ベストオブサポート賞 審判委員からの推薦により選ばれたチーム
- ・最優秀選手賞
- ・新人賞（1年生のみ）
- ・優勝監督賞

（注2）バレーボール選手における技術項目について評価し、技術別成績を算出しているもの。プレミアリーグやチャレンジリーグ、地域リーグなど重要な国内競技会の試合において行われる。技術項目にはアタック、ブロック、サーブなどさまざまな項目が含まれ、評価したデータを基に、JVIMS（JVA 新試合情報管理システム）によって統計処理を行って算出する。判定をするには技術統計判定員の資格が必要で、技術統計指導員、上級指導員、判定員などに分かれている。試合中には、公認判定員、データを入力する入力員、バックアップするための記録員がおり、この統計を行っている。ブロックの判定を確実にを行うために、コートの後方にブロック判定補助員がいる場合もある。

（11）ファイナルラウンド競技運営規約

第1条（目的）

九州地区内大学のバレーボール技術の向上を図るため、相互練磨の機会をより多く与え、大学間の親和とバレーボールの普及発展に寄与する。

第2条（名称）

本競技会は「九州大学バレーボール女子リーグ」（略称 九州大学リーグ）と称し、個々の大会は「令和〇〇年度 九州大学〇季バレーボール女子リーグ〇〇大会」と称する。

第3条（主催及び主管）

本競技会的主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管は会場県を統括する大学バレーボール連盟および県バレーボール協会とする。

第4条（所管及び運営）

本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟理事会とし、その運営は別に定める「九州大学バレーボール女子リーグ運営委員会」（略称 リーグ運営委員会）とする。

第5条（参加チーム）

（財）日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟および九州大学バレーボール連盟に有効に登録されたチームで女子の1部校（各12チーム）とする。

第6条（競技規則）

（財）日本バレーボール協会6人制及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技申し合わせ事項による。

第7条（開催時期及び競技方法）

年間春季及び秋季の2回とし、競技方法は各部とも総当たり戦5セットマッチとする。

第8条（順位決定方法）

（財）日本バレーボール協会の定める「リーグ戦順位決定方法」による。

第9条（開催地）

本競技会の開催は、男女いずれかの大会を北部九州及び南部九州の持ち回りとし、その順序は

令和8年～10年（2026年～2028年）

春季大会 南部九州：熊本、鹿児島、沖縄

秋季大会 北部九州：福岡、長崎、佐賀

令和 11 年～13 年 (2029 年～2031 年)

春季大会 北部九州：沖縄、長崎、佐賀
秋季大会 南部九州：熊本、鹿児島、福岡
の順序とする。

第 10 条 (競技日程)

各大会は 4 日間とし、その日程を第 1 日目リーグ、第 2・3 日目はリーグ、第 4 日目はリーグ・閉会式とする。

第 11 条 (表彰)

男女とも 1 位から 3 位までのチームに賞状を授与し、優勝チームには優勝カップ (持ち回り) を授与する。

なお、別に定める規定により、スパイク賞・サーブ賞・ブロック賞・レシーブ賞・セッター賞・リベロ賞・サーブレシーブ賞・最多得点 (ベストスコアラー) 賞・敢闘賞・ベストオブサポート賞・最優秀選手賞・新人賞・優勝監督賞の個人賞を授与する。

第 12 条 (役員及び審判員)

各大会役員には連盟役員及び各県協会役員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学学生があたることを原則とする。

第 13 条 (運営費及び分担金)

本競技会の運営費は各大学が競技会参加のため納入する分担金 (参加費) その他の収入をもってあてる。

分担金の額は代表委員会がこれを定める。

第 14 条 (参加チームの旅費・宿泊費)

参加チームの旅費、宿泊費等チームの自弁とする。

第 15 条 (チームの各部入れ替え)

(1) 1 部とチャレンジマッチ間では 1 部の 1 1 位とチャレンジマッチの 2 位、1 部の 1 2 位とチャレンジマッチの 1 位が入れ替え戦 (5 セットマッチ) を行う。入れ替え戦の経費は本競技会の運営費より支出し、その期間・開催地については大会開催県代表委員と入れ替え戦出場両チームの競技により決定する。

(2) 入れ替え戦後の順位は入れ替えが行われたチームの順位をそのまま反映させる形とする。

(例) 1 部の 1 1 位とチャレンジマッチの 2 位で入れ替えがあった場合

1 部の 1 1 位→チャレンジマッチの 2 位

チャレンジマッチの 2 位→1 部の 1 1 位

第 16 条 (棄権)

全試合届出棄権をした場合は当該部の最下位となり、入れ替え戦の出場は認めない。また、次季リーグ戦では次の部の最下位とする。

第 17 条 (その他)

一、大学名称等の変更に伴う所属リーグの処置については、前大学名で所属していたリーグで大会参加させるものとする。

一、同一学校法人における 4 年制大学及び短期大学のチームが従来は個別に登録していたのを合併して登録した場合の所属リーグの処置については、上位のリーグで大会参加させるものとする。

(1 2) ファイナルラウンド開催準備手順

1 1 月下旬 次年度開催期日及び当番県決定

新代表委員候補者指名……各県学連より提出

1 2 月上旬 九州バレーボール連盟と期日、当番県の調整 (九州各県理事長会議)

1 月上旬 学連代表委員会開催……今年度連盟 3 役員選出

・前年度行事の反省と今年度行事の概要の審議

・リーグ当番学連は県協会と連絡をとり、会場を予約・確保する。

・代表者会議、総会の会場も予約

開催県毎にリーグ運営委員会を結成。開催の概要について審議し、次の各委員長を決定する。

大会委員長・大会副委員長・競技委員長・総務委員長・審判長 (県協会より)

3 月下旬 春季リーグ開催要項及び申込書を HP へアップ (会場の確認)

4 月下旬 春季リーグ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員、式典、メンバー表

試合順序を決め、プログラム原稿完成次第、印刷依頼
 役員、審判委嘱及び派遣依頼状発送

大会時

代表者会議資料、総会資料
 開会式、審判講習会、受付

試合コート、役員席、更衣室、放送設備、審判関係用紙、広報、接待（昼食、茶）、審判謝礼、閉会式（各会場毎）、賞状、優勝旗・優勝杯、個人賞

入替え準備
 会計整理

8月上旬 秋季リーグ開催要項及び申込書（会場確認）

9月下旬 秋季リーグ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員、式典、メンバー表、試合順序を決め、プログラム完成次第、印刷依頼

役員審判委嘱及び派遣依頼状発送

大会時

代表者会議資料、総会資料
 開会式、審判講習会、受付

試合コート、役員席、更衣室、放送設備、審判関係用紙、広報
 接待（昼食、茶）、審判謝礼

閉会式（各会場毎）、賞状、優勝旗・優勝杯、個人賞

入替え準備
 会計整理

(13) 女子ファイナルラウンド組み合わせ表及び役員割り当て表

	月	日	曜	コート	順	組合せ	I F	リベロチェック	JVIMS	線審	点示	リトリバー	
							1名	1名	3名	4名	2名	6名	
（順位は ファイナルラウンド終了時）			木	A	1	9位ー12位	1位	1位	2位	1位	1位	2位	
					B	1	10位ー11位	3位	3位	4位	3位	3位	4位
				金	A	1	9位ー11位	4位	4位	1位	4位	4位	1位
						2	5位ー8位	11位	11位	9位	11位	11位	9位
						3	1位ー4位	8位	8位	5位	8位	8位	5位
					B	1	10位ー12位	2位	2位	3位	2位	2位	3位
	2					6位ー7位	10位	10位	12位	10位	10位	12位	
	3					2位ー3位	6位	6位	7位	6位	6位	7位	
			土	A	1	9位ー10位	3位	3位	1位	3位	3位	1位	
					2	5位ー7位	9位	9位	10位	9位	9位	10位	
					3	1位ー3位	7位	7位	5位	7位	7位	5位	
				B	1	11位ー12位	2位	2位	4位	2位	2位	4位	
					2	6位ー8位	12位	12位	11位	12位	12位	11位	
					3	2位ー4位	6位	6位	8位	6位	6位	8位	
			日	A	1	5位ー6位	9位	9位	12位	9位	9位	12位	
					2	1位ー2位	5位	5位	6位	5位	5位	6位	
					3	11位ーチャ2位	県学連						
				B	1	7位ー8位	10位	10位	11位	10位	10位	11位	
					2	3位ー4位	7位	7位	8位	7位	7位	8位	
					3	12位ーチャ1位	県学連						

5. 男女チャレンジマッチ大会について

(1) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会競技運営規約

第1条（目的）

九州地区内大学のバレーボール技術の向上を図るため、相互練磨の機会をより多く与え、大学間の親和とバレーボールの普及発展に寄与する。

第2条 (名称)

本競技会は「九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会」(略称 九州大学 CM) と称し、個々の大会は「令和〇〇年度 九州大学〇季バレーボール男女チャレンジマッチ〇〇大会」と称する。

第3条 (主催及び主管)

本競技会の主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管は会場県を統括する大学バレーボール連盟および県バレーボール協会とする。

第4条 (所管及び運営)

本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟理事会とし、その運営は別に定める「九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ運営委員会」(略称 CM 運営委員会) とする。

第5条 (参加チーム)

(財) 日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟および九州大学バレーボール連盟に有効に登録されたチームで行う。

第6条 (競技規則)

(財) 日本バレーボール協会6人制及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技申し合わせ事項による。

第7条 (開催時期及び競技方法)

年間春季及び秋季の2回とし、競技方法は各部とも3セットマッチとする。

第8条 (順位決定方法)

予選リーグを行い、決勝トーナメントにより順位を決める。

なお、予選リーグ戦の組み合わせは、規則に則り九州大学バレーボール連盟競技委員会が行う。

第9条 (開催地)

本競技会の開催は、男女いずれかの大会を北部九州及び南部九州の持ち回りとし、その順序は

令和8年～10年(2026年～2028年)

春季大会 南部九州：熊本、鹿児島、沖縄

秋季大会 北部九州：福岡、長崎、佐賀

令和11年～13年(2029年～2031年)

春季大会 北部九州：沖縄、長崎、佐賀

秋季大会 南部九州：熊本、鹿児島、福岡

の順序とする。

第10条 (競技日程)

各大会は3日間とし、その日程を第1日目予選リーグ1・2回戦、第2日は準々決勝まで、3日目は準決勝及び決勝戦・閉会式とする。なお入れ替え戦を行う場合は決勝後に行う。

第11条 (表彰)

男女とも1位から3位(3位決定戦は行わない)までのチームに賞状を授与し、優勝チームにはそれぞれ優勝盾(持ち回り)を授与する。なお、別に定める規定により、各部男女毎に最優秀選手賞・サーブ賞・スパイク賞・ブロック賞の個人賞を授与する。

第12条 (役員及び審判員)

各大会役員には連盟役員及び各県協会役員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学学生があたることを原則とする。

第13条 (運営費及び分担金)

本競技会の運営費は各大学が競技会参加のため納入する分担金(参加費)その他の収入をもってあてる。

分担金の額は代表委員会がこれを定める。

第14条 (参加チームの旅費・宿泊費)

参加チームの旅費、宿泊費等チームの自弁とする。

第15条 (チームの入れ替え)

入れ替え戦後の順位は入れ替えが行われたチームの順位をそのまま反映させる形とする。

(例) 1部の11位とチャレンジマッチの2位で入れ替えがあった場合

1部の11位→チャレンジマッチの2位

チャレンジマッチの2位→1部の11位

第16条（その他）

- 一、同一学校法人における4年制大学及び短期大学のチームが従来は個別に登録していたのを合併して登録した場合の所属リーグの処置については、上位のリーグで大会参加させるものとする。

（附則）

1. この開催要項は昭和59年度より実施し、各チームの各位の所属は昭和58年度春季リーグの成績により決定する。
2. この開催要項の改定は理事会の議決がなければならない。
3. 本要項に定める以外の事項は理事会の議を経て決定する。
4. この関係要項は平成27年度春より実施される。
5. 2025年1月25日に改正し、同年4月1日より施行する。

（2）九州大学バレーボールチャレンジマッチ大会運営委員会規約

第1条 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ競技運営規約第4条に基づき、同規約第9条の開催地毎に全九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ運営委員会（略称CM運営委員会）を置く。

第2条 チャレンジマッチ運営委員会は下記の事業を行う。

1、九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会の開催

一、代表者会議・審判講習会及び式典

一、競技会の就行

一、その他本大会開催に必要な事項

第3条 チャレンジマッチ運営委員会の構成は次の通りとする。

顧問（若干名）、チャレンジマッチ運営担当理事（1名）、運営委員長（1名）、運営副委員長（若干名）

総務：総務委員長（1名）、総務副委員長（若干名）、総務委員（若干名）

競技：競技委員長（1名）、競技副委員長（若干名）、競技委員（若干名）

審判：審判長（1名）、副審判長（若干名）、審判員（若干名）

第4条 顧問は開催地大学の部長監督ならびに開催県バレーボール協会委員（理事長・審判長・競技委員長）がこれを務め、本運営委員会の相談役として事業が円滑に進むよう協力する。

第5条 チャレンジマッチ運営担当理事は、理事会から推薦されたものがこれを務め、本運営委員会が円滑に進むよう指導する。

第6条 運営委員長は九州大学バレーボール連盟委員長がこれを務め、執行部の責任者として会務の実行にあたる。

第7条 運営副委員長は九州大学バレーボール副委員長ならびに開催県学連代表委員及び開催県から推薦された者がこれを務め、運営委員長がこれを任命する。副委員長が委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第8条 総務部・競技部・審判部の各正副委員長ならびに各委員は開催県学連代表委員から推薦された者がこれを務め、運営委員長がこれを任命する。

第9条 競技会の運営については開催県バレーボール協会と緊密な連絡協調を図り、リーグ運営委員会全員の協力のもとに競技会開催の完全な遂行を期するものとする。

（3）九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会開催準備手順

1 1月下旬 次年度開催期日及び当番県決定（秋季総会）

新代表委員候補者指名……各県学連より提出

1 2月上旬 九州バレーボール連盟と期日、当番県の調整（九州各県理事長会議）

1 月上旬 学連代表委員会開催……今年度連盟3役員選出

・前年度行事の反省と今年度行事の概要の審議

・チャレンジマッチ当番学連は県協会と連絡をとり、会場を予約・確保する。

・代表者会議、総会の会場も予約

開催県毎にチャレンジマッチ運営委員会を結成。開催の概要について審議し、次の各委員長を決定する。

大会委員長・大会副委員長・競技委員長・総務委員長・審判長（県協会より）

3 月下旬 春季チャレンジマッチ開催要項及び申込書をHPへアップ（会場の確認）

4 月下旬 春季チャレンジマッチ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員、式典、メンバー表

	試合順序を決め、プログラム原稿完成次第、印刷依頼 役員、審判委嘱及び派遣依頼状発送
大会時	代表者会議資料、総会資料 開会式、審判講習会、受付 試合コート、役員席、更衣室、放送設備、審判関係用紙、広報、接待（昼食、茶）、審判謝礼、閉会式（各会場毎）、賞状、優勝旗・優勝杯、個人賞 入替え準備 会計整理
8月上旬	秋季チャレンジマッチ開催要項及び申込書（会場確認）
9月下旬	秋季チャレンジマッチ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員、式典、メンバー表、 試合順序を決め、プログラム完成次第、印刷依頼 役員審判委嘱及び派遣依頼状発送
大会時	代表者会議資料、総会資料 開会式、審判講習会、受付 試合コート、役員席、更衣室、放送設備、審判関係用紙、広報、接待（昼食、茶）、審判謝礼、閉会式（各会場毎）、 賞状、優勝旗・優勝杯、個人賞 入替え準備 会計整理

（４）九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会役員編成基準について

- 1、大会名誉長・大会名誉副会長
九州バレーボール連盟会長を大会名誉会長とし、九州大学バレーボール連盟名誉会長及び主管県バレーボール協会会長を大会名誉副会長とする。
- 2、大会会長
九州大学バレーボール連盟会長を大会会長とする。
- 3、大会副会長
九州大学バレーボール連盟副会長・主管県大学バレーボール連盟会長を大会副会長とする。なお、必要に応じて主管県学連が推薦するものを加えることができる。
- 4、顧問
九州大学バレーボール連盟理事（各県バレーボール協会理事長）・九州大学バレーボール連盟顧問及び主管県学連が推薦するものを顧問とする。
- 5、参与
九州大学バレーボール連盟参与及び主管県学連が推薦するものを参与とする。
- 6、大会委員長
九州大学バレーボール連盟理事長を大会委員長とする。
- 7、大会副委員長
九州大学バレーボール連盟委員長及び県学連委員長を大会副委員長とする。
- 8、競技委員長
九州大学バレーボール連盟競技委員長を大会の競技委員長とする。
- 9、競技副委員長
主管県学連が推薦するものとする。
- 10、審判委員長
九州大学バレーボール連盟審判長を大会の審判長とする。
- 11、副審判委員長
主管学連が推薦するものとする。
- 12、総務委員長
九州大学バレーボール連盟総務委員長を大会の総務委員長とする。
- 13、総務副委員長
主管県学連が推薦するものとする。

(5) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会プログラム掲載内容について

- あいさつ（大会会長及び九州学連委員長）
- 競技日程及び閉会式次第
- 大会役員一覧
- 九州学連役員一覧
- 選手一覧
- 会場案内
- 宿舎一覧
- 大会申し合せ事項及び注意事項
- プロトコール

注) 掲載順序は開催地で決める

(6) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会役員の旅費規定について

九州学連より派遣される役員（九州学連長、副会長及び正副委員長）並びに担当者の交通費・宿泊費は、次の基準によって九州学連が負担する。

1) 往復交通費

片道100km未満は普通旅客運賃

片道100km以上は普通旅客運賃と特別急行料金・新幹線を利用するときはその特別急行料金

2) 宿泊費

九州学連が指定した宿泊所の実費

(制定・施行)

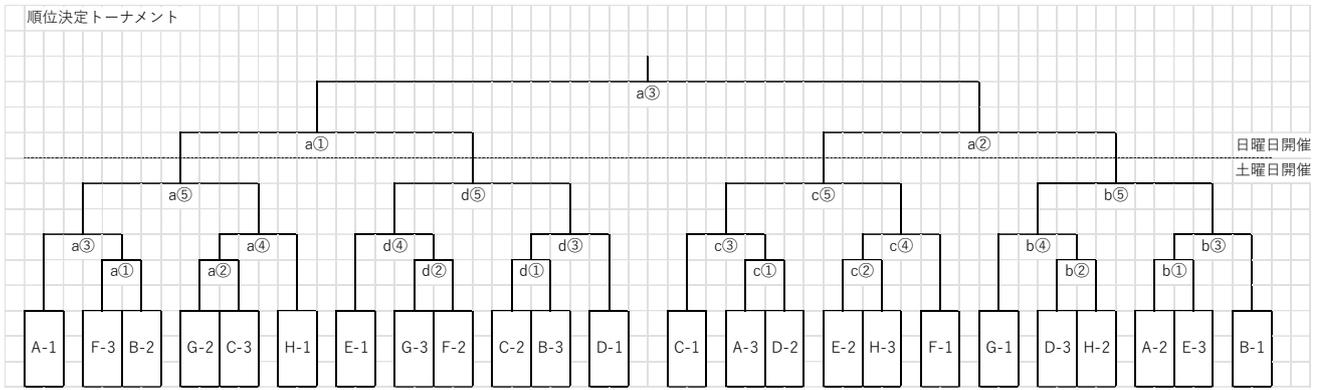
本規定は、2018年1月8日に改正し、同年4月1日より施行する。

(7) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会組み合わせ表および役員割当表

チャレンジマッチ予選グループ戦 競技方法

- ・前季の成績（ベスト8がシード）により、グループ戦の抽選を競技委員会が行う。
- ・原則4チームでのグループ戦とするが、参加チーム数により3チームでのグループ編成や上位シードチームの予選グループ戦を免除とすることがある。
 （3チームのグループを作る場合は、シード順位が高いチームが所属するグループから順に3チームとしていく）
- ・各グループ上位3位チームが決勝トーナメントへ進出し、予め指定された枠に入る。
- ・決勝トーナメントでは、原則各パート1位チームをシードとする。
 【グループ内の順位の決定方法について】
 4チームの場合…上段試合の勝者を1位、下段試合の勝者を2位、3位決定戦での勝者チームを3位とする。
 3チームの場合…総当たり戦での成績により順位を決定する。
- ・大会第1日目（金）に4コートを使って行う。

<p>Aパート</p> <p>勝者Aパート1位 a1</p> <p>勝者Aパート2位 a3</p> <p>1 ランキング1</p> <p>2 ランキング32</p> <p>3 ランキング17</p> <p>4 ランキング16</p> <p>a5 勝者Aパート3位</p>	<p>Eパート</p> <p>勝者 Eパート1位 a2</p> <p>勝者 Eパート2位 a4</p> <p>17 ランキング5</p> <p>18 ランキング28</p> <p>19 ランキング21</p> <p>20 ランキング12</p> <p>a6 勝者 Eパート3位</p>
<p>Bパート</p> <p>勝者 Bパート1位 b1</p> <p>勝者 Bパート2位 b3</p> <p>5 ランキング2</p> <p>6 ランキング31</p> <p>7 ランキング18</p> <p>8 ランキング15</p> <p>b5 勝者 Bパート3位</p>	<p>Fパート</p> <p>勝者 Fパート1位 b2</p> <p>勝者 Fパート2位 b4</p> <p>21 ランキング6</p> <p>22 ランキング27</p> <p>23 ランキング22</p> <p>24 ランキング11</p> <p>b6 勝者 Fパート3位</p>
<p>Cパート</p> <p>勝者 Cパート1位 c1</p> <p>勝者 Cパート2位 c3</p> <p>9 ランキング3</p> <p>10 ランキング30</p> <p>11 ランキング19</p> <p>12 ランキング14</p> <p>c5 勝者 Cパート3位</p>	<p>Gパート</p> <p>勝者 Gパート1位 c2</p> <p>勝者 Gパート2位 c4</p> <p>25 ランキング7</p> <p>26 ランキング26</p> <p>27 ランキング23</p> <p>28 ランキング10</p> <p>c6 勝者 Gパート3位</p>
<p>Dパート</p> <p>勝者 Dパート1位 d1</p> <p>勝者 Dパート2位 d3</p> <p>13 ランキング4</p> <p>14 ランキング29</p> <p>15 ランキング20</p> <p>16 ランキング13</p> <p>d5 勝者 Dパート3位</p>	<p>Hパート</p> <p>勝者 Hパート1位 d2</p> <p>勝者 Hパート2位 d4</p> <p>29 ランキング8</p> <p>30 ランキング25</p> <p>31 ランキング24</p> <p>32 ランキング9</p> <p>d6 勝者 Hパート3位</p>



(8) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会 大会要項の形式・内容基準について

令和〇〇年度九州大学〇季バレーボール〇子チャレンジマッチ〇〇大会開催要項

主催 九州バレーボール連盟
九州 大学バレーボール連盟
主管 〇〇県バレーボール協会
〇〇県大学バレーボール連盟

- (1) 開催期間 令和〇年〇月〇日 (〇) より〇日 (〇) まで4日間
- (2) 会場 コート名 所在地住所 電話番号
- (3) 参加資格 令和〇年度(財)日本バレーボール協会並びに全日本大学バレーボール連盟・九州大学バレーボール連盟登録規定により有効に登録された大学生で組織された単独チーム
- (4) 競技規則 令和〇年度(財)日本バレーボール協会6人制競技規則による
- (5) 競技方法
- 第1日目 〇月〇日 (〇) 予選リーグ戦
- 第2日目 〇月〇日 (〇) 順位決定トーナメント戦
- 第3日目 〇月〇日 (〇) 順位決定トーナメント戦
- 1) 試合は全試合3セットマッチとする。
- 2) チャレンジマッチは、参加校を4チームごとのグループに分け、グループごとに4チームリーグ戦を行い、上位3チームが決勝トーナメントに進出する。
- 3) 入れ替え戦は男子1部の6位とチャレンジマッチの1位、女子は1部の11位とチャレンジマッチの2位、1部12位とチャレンジマッチ1位間で行う。入れ替え戦は5セットマッチで行う。
- (6) 使用球 (財)日本バレーボール協会検定18枚張り5号球とする。
- (7) 申込方法 1) 書式 所定の申し込み用紙を用い、締切り期日までに〇通作成のうえ、下記の申し込み先まで申し込むこと。
- 2) 申込先 〒〇〇 -----
-----宛 (TEL-----)
- 3) 受付通知 上記の手続き完了チームには、その旨折り返し通知する。
- (8) 参加料 1チーム〇〇〇〇〇円
- 参加料は下記の口座に振り込み、その領収書のコピーを申込書と同封のうえ、申し込む
なお、参加料振り込み領収書コピー添付なき申し込みは無効とする。
振込み用紙の払込み氏名は個人名ではなく、大学名を記入のこと。
[振り込み先] 〇〇銀行〇〇支店 口座番号：普通預金〇〇〇〇〇
〇〇〇〇宛
- (9) 申し込みに必要な書類
- ・参加申込書 〇通
 - ・大会参加料振込みの領収書のコピー 1通
 - ・宿泊申込書

- ・監督、コーチ懇談会の出欠用紙
- ・(財)日本バレーボール協会登録用紙の写し 1通

(9) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会代表者会議次第について

代表者会議は原則として大会1週間前にオンラインにて参加チームを集めて、次の次第により大会総務委員長の司会のもとに開催するものとする。

(各チームはメンバー変更、訂正等のこともあるので責任のもてる人を必ず出席させること。)

- (1) 開会の辞 (大会委員長)
- (2) 会長あいさつ (大会会長又は副会長)
- (3) 歓迎の辞 (開催地協会代表その他) ---必要に応じて
- (4) 競技場の注意 (競技委員長)
- (5) 審判上の注意 (審判長)
- (6) 連絡事項 (総務委員長) ---開・閉会式の説明を含む
- (7) 追加登録について (学連総務委員)
- (8) 質疑応答
- (9) 閉会の辞 (大会委員長)

*閉会后必要あれば抽選会を行う。

(10) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会閉会式次第について

閉会式は画一的にならぬように配慮し、当該大会にふさわしい内容のものを企画する。なお、入場行進は行わない。また、内容については下記のものを含むものとする。

- 閉会式---
- (1) 表彰 [成績発表も含む]
 - (2) あいさつ
 - (3) 閉会宣言 (地元学連委員長)

(11) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会の事務処理について

1、主管県学連は大会終了後1ヶ月以内に下記各項について報告書を作成し、九州学連の理事長及び事務局に提出しなければならない。

- (1) 大会経費 (予算及び決算について)
- (2) 競技成績 (順位及びスコアと入れ替え戦の結果及びスコア)
- (3) 所感及び要望事項 (任意)
- (4) その他

2、大会プログラム及び競技成績を下記に1部ずつ送付すること。

*九州学連役員---会長、副会長、顧問、参与、理事、監事

*大会役員---名誉会長、名誉副会長、大会会長、大会副会長、顧問、参与、主管県バレーボール協会、関係団体

(注)兼任の場合は重複を避けること。

(12) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ大会開催留意事項

1、秋季大会開催の準備手順日程は、要項及び申込書印刷より春季の日程を考慮してずらすこと。

2、登録料・加盟料・援助金は登録時に連盟事務局宛、大会参加料は参加申し込み時に開催地運営委員会宛に納入することを原則とする。

3、監督・コーチ会議 (情報交換会) は開催地大学監督が当番となるので、連絡調整の上、案内状と出欠返信はがきを同封すること。

4、プログラムの形式内容は前大会を参照し、メンバー表は簡素に、広告のスペースを多く取ること。

5、審判員は当番県協会と打ち合せ、早めに大会会長名で委任状・派遣依頼状を発送のこと。

6、副審・記録係は予め各チームより氏名を届け出させ、協会と打ち合せ審判講習会講師を依頼しておくこと。

7、試合コートは各部が1コートを専用すること。

8、試合を遅滞なく円滑に進行するために、プログラムに試合順序と副審・線審・記録員の割当表を明記しておくこと。

- 9、閉会式は試合会場が2会場に分散したときは会場毎に行うこと。
- 10、個人賞は個人成績を毎日集計し、賞状授与を遅滞なく行えるよう準備しておくこと。
- 11、入替戦は受挑戦チーム（上位部最下位チーム）のコートで行う。
- 12、参加チームの宿泊は、運営委員会は直接には斡旋せず、旅行者・旅館組合等に依頼すること。
- 13、大会前日・当日の試合コートも斡旋しない。
- 14、開催要項・参加申し込み用紙の発送に当っては、事務局と登録チームを確認した上で、各チームへ発送すること。
- 15、ソックスは、ユニフォームの一部であるため、チームで統一するか、くるぶしを覆うサイズであること

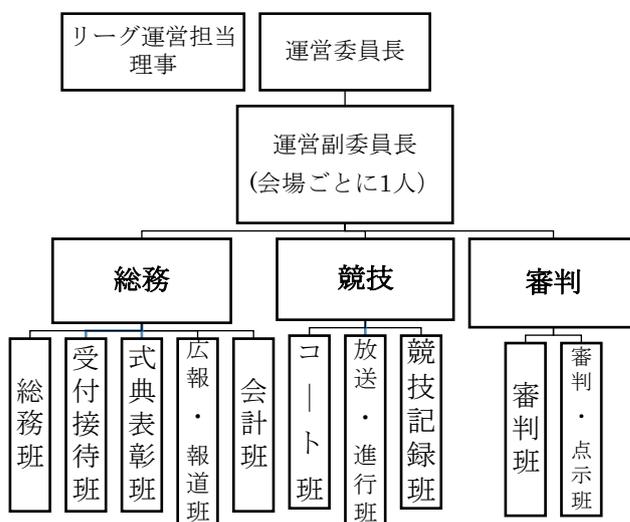
(13) 九州大学バレーボール男女チャレンジマッチ戦個人賞表彰規定について

チャレンジマッチにおいて、個人賞受賞資格の条件は、順位決定トーナメント戦に於いて決勝のチームを対象とし、JVIMS 及び選考委員会により決定する。

個人賞は、最優秀選手賞、敢闘賞、スパイク賞、ブロック賞、レシーブ賞、セッター賞及びリベロ賞とする。

(14) 運営マニュアル

1. チャレンジマッチ運営委員会組織図



2. チャレンジマッチ運営委員会の構成

(1) チャレンジマッチ運営担当理事：九州学連理事会推薦者

(2) チャレンジマッチ運営委員長：九州学連委員長

(3) 〃 副委員長： 〃 副委員長（1名）、開催県代表委員

(4) チャレンジマッチ運営委員

①総務：総務委員長（1名） 総務副委員長（若干名） 総務委員（若干名）

②競技：競技委員長（1名） 競技副委員長（若干名） 競技委員（若干名）

③審判：審判長（1名：協会派遣新範委員） 副審判長（若干名） 審判員

※チャレンジマッチ運営正副委員長は各会場責任者を兼ねる。

※各係の正副委員長は各班の班長を兼任することもできる。

3. 各班の業務

(1) 総務

①総務班：運営物品の管理、弁当の手配と配布、パンフレット作成、ポスター作成、各部との連絡調整

②受付接待班：受付案内、試合結果や個人成績の掲示、パンフレット販売、役員への湯茶のサービス

③式典表彰班：開会式・閉会式（表彰式も含む）の準備と進行、表彰式に必要な物品の準備管理

④広報報道班：大会宣言（報道関係・協賛企業等への連絡、ポスター配布など）

⑤会計班：役員への旅費支払い、金銭の出納、パンフレットの売上金の管理、予算書・予算書の作成

(2) 競技

- ①コート班：コートの設営、試合に必要な物品の準備管理
 - ②放送進行班：放送関係機器の準備、競技運営・式典に関わる放送、その他の放送業務
 - ③競技記録班：IF 記録、個人記録の集計保管
- (3) 審判
- ①審判班：学生審判員の割当て作成、審判（主審）、関係用具の準備管理
 - ②線審展示班：線審・点示員・ボールコレクターの割当て、関係用具の準備管理
4. チャレンジマッチ開催のための諸会議
- (1) リーグ運営委員会正副委員長会議
- 各開催地リーグ運営委員会を代表員会開催時か3月初旬までに開催し、チャレンジマッチ運営についての打合せを行う。
 - チャレンジマッチ運営委員会正副委員長が出席する。
- (2) チャレンジマッチ運営委員会
- チャレンジマッチ運営委員会正副委員長会議の結果に基づき、各開催地チャレンジマッチ運営委員会を組織し、チャレンジマッチ開催のための諸準備を行う。

6. 九州大学バレーボール連盟旅費規程について

第1章 総則

- 第1条 1、この規定は九州大学バレーボール連盟（以下、九州学連と呼ぶ）役員等に支給する旅費に関し基準を定めるものとする。
- 2、本学連の依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては他に定めのある場合を除いて、この規定による。
- 第2条 旅費の種類は鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費と宿泊費とする。
- 第3条 旅費は経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、職務上の必要がある場合はこの限りではない。
- 第4条 1、旅費の請求は所定の書類に必要事項を記入して事前に事務局に提出する。
- 2、旅費の精算は当該出張が完了した日から7日以内に行わなければならない。
- 第5条 旅費を県内出張と県外出張に分ける。

第2章 県内出張

- 第6条 県内出張については交通費の実費を支給する。
- 第7条 宿泊を要する場合は出張中の夜数に応じて一夜につき6000円支給する。

第3章 県外出張

- 第8条 県外出張の旅費は鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費と宿泊費とする。
- 第9条 鉄道賃は普通旅客運賃及び特別急行料金とする。
- イ、片道100km未満は普通旅客運賃
- ロ、片道100km以上は普通旅客運賃及び特別急行料金
- 但し、新幹線を利用できる時はその特別料金
- 第10条 航空賃は緊急の用務等のため必要と会長が認めた場合はその実費を支給する。
- 第11条 船賃は等級を区分する場合は下級の運賃とする。
- 第12条 会長は出張地の事情により、この規定による旅費・宿泊費の支給が妥当でないと認めた時は、これを減額または増額することができる。
- 第13条 宿泊費は出張中の夜数に応じて、一夜につき6000円を支給する。
- 第14条 職務上の必要または事故などやむを得ない事情によって宿泊した場合は宿泊費を支給することができる。
- 第15条 この規定の改廃は総会の議を経て定める。

- 附則 1、県外への出張は次の通りとする。
- イ、全日本学連が主催して行う競技会あるいは会議へ参加・出席する場合
- ロ、西日本学連が主催して行う競技会あるいは会議へ参加・出席する場合
- ハ、九州学連が主催して行う競技会あるいは会議へ参加・出席する場合
- ニ、その他

出張伺

会長	会計

九州大学バレーボール連盟

会長 秋峯 良二 殿

出張者氏名

印

下記により出張いたしますのでお伺いします。

記

1. 目的
2. 期間 平成 年 月 日より 月 日まで 日間
3. 出張先

(県外出張については、出張を承認できるにたる要項
など添付すること。)

8. 九州学連、全日本学連及び西日本学連登録方法について

(1) 登録の種類

登録には下記の3種類の登録がある。

- ・全日本大学バレーボール連盟登録
- ・九州大学バレーボール連盟登録
- ・西日本大学バレーボール連盟登録
- ・(財)日本バレーボール協会加盟団体登録

※九州学連事務局は「全日本大学バレーボール連盟登録」「九州大学バレーボール連盟登録」「西日本大学バレーボール連盟登録」を取り扱う。「(財)日本バレーボール協会加盟団体登録」は各県学連に任せているため、各県学連の指示に従い、各県バレーボール協会の登録を行う。

(2) 登録方法

九州大学バレーボール連盟登録

- ・指定された登録用紙に記入し、九州学連アドレスに送る
- ・九州学連、全日本学連及び西日本学連登録金を振り込む
- ・登録用紙、JVA登録用紙、振り込み後の領収証を同封し学連事務局に送る

※九州学連に登録することで、全日本及び西日本への登録とする

(3) 登録費

九州学連登録料(20,000円) + 全日本学連登録料(10,000円) + 西日本学連登録料(6,000円) に新入部員登録料(500円×新入部員数)を合計した金額。なお、新規登録料は10,000円。

(4) 追加登録

1) 九州大学バレーボール連盟追加登録

[1] 本登録以降、春季リーグまでに入部した部員について

春季リーグに出場する際に本登録されていない部員を出場させたい場合は、九州学連登録係にその旨を連絡するか大会時の代表者会議の時、九州学連追加登録用紙を請求し、追加登録を行う。

[2] 春季リーグ以降に入部した部員について

秋季リーグに出場する際に、本登録及び追加登録されていない部員を出場させたい場合も、上記[1]の手続きを行う。

2) 全日本大学バレーボール連盟、西日本大学バレーボール連盟追加登録

追加登録は年1回となっている。全日本及び西日本インカレに出場する際に、本登録されていない部員(本登録以降に入部した部員)を出場させたい場合は、九州学連登録係にその旨を連絡し、追加登録用紙を請求し、追加登録を行う。

(5) チーム登録について、全日本学連は「財団法人日本バレーボール協会加盟チーム登録規定」に基づく。

また、九州学連は「九州大学登録規定」に基づいて行う。

(6) 日本バレーボール協会「JVA MRS」に必ず登録を行う。JVA登録を行わない場合は、各種大会への参加が認められない。

9. 九州大学バレーボール連盟登録規程

加盟チーム登録規定を下記の通り定める。

第1条 本会の加盟チームはこの規定の定めるところにより、そのチーム及び構成員が九州大学バレーボール連盟(以下、九州学連と呼ぶ)に登録されたチームでなければならない。

第2条 1. 登録しようとするチームは本会所定の書式に必要事項を記載し、毎年4月の指定された日までに所定の登録料をそえて申請するものとする。

2. 登録の有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第3条 登録は1人1チームとする。また、登録構成員の登録有効年数は通算、4年制の大学生は4年間(8期)、2年制の短期大学生は2年間(4期)とし、4年制大学への編入生は2年間(4期)とする。また、特例として医学部等の6年制の学部学生に関しては、6年間(12期)とする。

なお、登録年数は半年単位（4月から8月までと9月から3月までの2期に1年を分ける）として算出する。

- 第4条 1. 登録構成員の資格は次の各号によるものとする。
2. 同一大学の在學生である者。ただし、キャンパスが他県・市・町・村にある場合は県・市・町・村単位に登録することができる。ただし、この場合、本校と分校が合併して競技会に参加することはできない。
3. 同一学校法人の大学で大学（4年制）、短期大学（2年制）の在學生は合併して登録することができる。ただし、この場合、短期大学の在學生は短期大学のみのチームには登録できない。
- 第5条 登録は、その登録構成員に追加あるいは変更はある場合は遅滞なく、九州学連事務局に届け出なければならない。
- 第6条 登録チームは、その登録構成員が退団したときはただちに登録抹消届を提出しなければならない。
登録抹消された者の登録は抹消の日をもって効力を失う。ただし、チームの登録構成員が退学および卒業したときは抹消手続き未完であっても退学・卒業の日をもって効力を失う。なお、登録抹消された者の残りの登録有効年数は第3条に基づき算出する。
- 第7条 本会の主催する大会の参加は本会の加盟チームの登録構成員でなければならない。
- 第8条 競技会参加は一登録チームにつき一チームとする。
- 第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツ精神に反すると本会が認めるときは登録チームまたは登録構成員に対し、登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会の参加ならびに出場を停止することがある。
- 第10条 大会参加ならびに出場については、本規定のほか各大会参加要項を併用して適用する。

10. 外国籍部員の登録および競技参加資格に関する規程

(1) 外国籍部員の扱い

1) 外国籍部員の分類

- A. 日本で出生し、引き続き日本で生活している外国籍部員。
- B. 日本で義務教育を終了した外国籍部員。
- C. 日本の高等学校を3年間終了した外国籍部員。
- D. 日本の大学に外国から留学により入学した外国籍部員。
- E. 日本の大学に外国の大学から転入学した外国籍部員。
- F. その他の外国籍部員

2) 外国籍部員の登録

- イ、外国籍部員の分類A、B、C、Dの部員は日本人部員と同様に登録することができる。
- ロ、分類Eの部員は、最短修学年限から本国におけるすでに就学した年数を控除した年数に限り登録することができる。
- ハ、分類Fの部員については、都度内容を検討し理事会の決議による。

3) 外国籍部員の競技会参加規定

- イ、外国籍部員A及びBの部員は日本人部員と同様に扱う。
- ロ、分類Cの部員は競技会へのエントリーを3名までとし、コート上は2名に限り出場することができる。
- ハ、分類D及びEの部員は競技会へのエントリーを2名までとし、コート上は1名に限り出場することができる。
- 二、上記（ロ）及び（ハ）が重複する場合の外国籍部員の試合への出場は2名を限度とする。
- ホ、分類Fの部員については、都度内容を検討し、理事会の議決による。

(2) 大学院生・別科生・専科生等の扱い

本連盟会員が付設する大学院・別科あるいは専科等に所属する部員は競技会への参加資格を有しない。

(3) その他

- 1) 聴講生及び科目履修生は登録を認めない。
- 2) 本学連主催の競技会以外については、この限りではない。

1 1. (財) 日本バレーボール協会登録及び登録料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第54条の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（略称JVA。以下「この法人」という。）の事業に賛同した個人及び団体が、この法人に登録するに際して必要な事項を定め、この法人の目的事業を安定的かつ継続的に実施すること及び財政基盤の確立を図り、もってバレーボールの普及・振興、とりわけ競技会においては選手に技能向上の機会を提供するとともに競技会の公正及び質の維持・向上に寄与することを目的とする。

(呼称)

第2条 この規程により定める登録に関する制度を、JVAメンバー制度と称する。

(登録カテゴリー)

第3条 この法人に登録できる個人又は団体は、次のいずれかに該当するものとし、登録カテゴリーは、次の各号による。

- (1) 選手カテゴリー
- (2) 指導者、審判員、判定員等資格保有者カテゴリー
- (3) ボランティアカテゴリー
- (4) 前3号以外の個人又は団体で、この法人の事業に賛同したもの又はこの法人が特に必要と認めたもの

(登録手続き)

第4条 この法人に登録しようとする個人又は団体は、この法人所定の登録手続きを行い、第5条に定める登録料をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

この法人の登録は1事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

(登録料)

第5条 この法人の一人あたりの年間登録料は、次の各号による。

(1) 選手カテゴリー

- ①実業団チーム所属選手 1,200円
- ②クラブチーム所属選手 1,200円
- ③大学チーム所属選手 1,080円
- ④高等専門学校チーム所属選手 900円
- ⑤高等学校チーム所属選手 720円
- ⑥中学校チーム所属選手 300円
- ⑦小学生チーム所属選手 180円
- ⑧ビーチバレー選手 1,200円
- ⑨ヤングクラブチーム所属選手
小学生、中学校、高等学校、大学に該当する額
- ⑩前記以外の一般チーム所属選手 1,200円

(2) 指導者、審判員、判定員等資格保有者カテゴリー

- ①公認講師 3,000円
- ②上級コーチ 2,000円
- ③コーチ 2,000円
- ④名誉審判員 2,000円
- ⑤国際審判員 3,000円
- ⑥公認審判員（A・AC級） 2,000円
- ⑦公認判定指導員 2,000円
- ⑧公認判定員（上級） 2,000円

(3) ボランティアカテゴリー

3,000円

(4) 第3条第4号に定めるもの

1,200円

2 登録料は1事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）単位とする。

3 事業年度の途中で登録した場合の登録料についても第1項と同様とする。

(登録料の使途)

第6条 前条の登録料は、その50%以上80%以内を公益目的事業費に、他は登録システム運営費及び管理費等に使用するものとする。

(登録者の責務)

第7条 この法人に登録した個人又は団体は、この法人の定款その他の規則を順守し、競技においては競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつフェアプレーの精神に基づいて行動し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。

(登録者の権利)

第8条 この法人に登録した個人又は団体は、この法人及びこの法人の加盟団体が開催する競技会、研修会、講習会等に優先的に参加することができる。

(登録の抹消)

第9条 この法人に登録した個人又は団体は、この法人所定の登録抹消手続きを行うことにより、任意に登録を抹消することができる。

2 前項の場合、登録した個人又は団体が納入した登録料については、これを返還しない。

(理事会への報告)

第10条 代表理事は、理事会に登録等の状況を報告しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、登録に関する細則は理事会の決議により別に定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日(平成23年2月1日)から施行する。

12. 一般財団法人全日本大学バレーボール連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般財団法人全日本大学バレーボール連盟と称し
英文においては Japan University Volleyball Federation (略称：JUUVF) とする。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、全国のパレーボール競技団体を統括し、大学バレーボール競技の技術力の向上と健全な指導・普及・発展、大学相互の親睦、大学スポーツ界の発展、国内外のパレーボール団体との交流、国際間の親善を図るとともに、バレーボールを通して学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活に寄与することを目的とし、その目的達成のため、次の事業を行う。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全日本大学男子・女子選手権大会(インドアバレーボール・ビーチバレーボール)、東日本、西日本男子・女子選手権大会その他大学バレーボール競技会の企画、運営、開催、主管に関する事業
- (2) 全国のパレーボール代表としての日本ユニバーシアド委員会への加盟
- (3) ユニバーシアド、その他の国際競技大会等の選手選考及び選手団の派遣
- (4) 地区大学バレーボール連盟の主催・主管する競技会への各種支援
- (5) 大学の国際競技会や国内競技会へのバレーボールチーム編成及び選手派遣に関する事業
- (6) 大学バレーボールの普及、振興に関する事業
- (7) 大学バレーボール指導員及び審判員の育成事業
- (8) 大学バレーボールに関する情報提供サービス業

- (9) 大学バレーボール関連における商品化の企画・制作・販売業
- (10) 大学バレーボールに関する知的財産権の管理事業
- (11) バレーボールの普及、振興に関する事業
- (12) その他前各号にあげる事業に付随又は関連する事業

(連盟の構成員)

第5条 定款第3条の目的を達成するため、北海道・東北・関東・北信越・東海・関西・中国・四国及び九州の9地区に設置される大学バレーボール連盟(以下「学連」という。)を以って一般財団法人全日本大学バレーボール連盟(以下「連盟」という。)を構成する。29地区学連の構成は、北海道大学バレーボール連盟(北海道全道)、東北大学バレーボール連盟(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)、関東大学バレーボール連盟(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)、北信越大学バレーボール連盟(新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県)、東海大学バレーボール連盟(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)、関西大学バレーボール連盟(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)、中国大学バレーボール連盟(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)、四国大学バレーボール連盟(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)、九州大学バレーボール連盟(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)とする。3第4条第1項1号の東日本は、北海道・東北・関東・北信越を以って構成する。西日本の構成は、東海・関西・中国・四国・九州を以って構成する。

第3章 財産及び会計

第6条 (財産の種類)

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めることができる経理規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる経理規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員9名以上を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

3 評議員は、理事及び幹事を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会にて行う。

2 評議員選定委員会は、評議員会議長、評議員1名、理事2名、監事1名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の委員は、評議員、理事、監事の中から理事会において選任する。

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を以って行う。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 評議員は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員に対してその職務を行うために要する費用を、評議員会において別に定める評議員報酬規程により支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分または除外の承認

- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 規則・規程の制定、変更及び廃止
- (10) その他評議員会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

- 2 評議員会議長に事故があるとき、または欠けたときは、これに代わる評議員会議長を、評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分または除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印しなければならない。

第29条 (役員の設定)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事25名以上、学生理事10名以上
 - (2) 監事2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また、2名以上を副理事長とし、副理事長の中から1名以上を業務執行理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第30条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、これに代わる代表理事を理事会の決議によって副理事長の中から選定する。
- 4 監事は、この法人又はこの法人の子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 5 理事（清算人を含む。以下同じ）のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等以内の親族その他特別の関係が有る者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 役員は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。但し、学生理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第29条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第25条第2項の決議によらなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(役員に対する報酬等)

第35条 役員に対してその職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会において別に定めることができる役員報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則・規程の制定、変更及び廃止

(3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(5) 理事の担当職務の決定

(6) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び理事のうちから選出された議事録 署名人1名並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 会長及び顧問等

(会長及び顧問等の選任)

第48条 この法人は任意の機関として、会長1名、副会長5名以内を置く。また、名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 会長、副会長、名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与（以下、「会長及び顧問等」という）は理事会において任期を定めた上で選任する。

3 会長及び顧問等は、理事、監事及び評議員を兼務することはできない。

(会長及び顧問等の職務及び権限)

第49条 会長及び顧問等の職務及び権限は、理事会の決議において別に定める名誉顧問・名誉会長・顧問及び参与に関する規程によるものとする。

(会長及び副会長の解任)

第50条 会長及び副会長が、第34条の(1)号及び(2)号に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(会長及び顧問等の報酬)

第51条 会長及び顧問等は、無報酬とする。ただし、理事会の決議においてその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第9章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

4 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議において別に定めることができる委員会規程による。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、必要に応じて事務局を設置することができる。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決による。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 評議員及び役員の名簿

- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。

第11章 加盟・登録及び退会

(加盟大学の義務)

第55条 連盟の加盟大学は、連盟が掲げる規程・規約を遵守しなければならない。

- 2 連盟の加盟大学は、(公財)日本バレーボール協会及び連盟が主催または主管する競技会に出場する場合には、連盟に有効に登録された部員をもって、チーム構成しなければならない。
- 3 連盟の加盟大学は、(公財)日本バレーボール協会及び連盟が主催または主管する以外の競技会に出場する場合及び別途競技会を開催する場合、また海外に遠征試合を行う場合には事前に、連盟に届け出なければならない。

(加盟及び登録)

第56条 連盟は、学校教育法による大学または、これに準ずる大学が当該大学を代表するバレーボール部と認めた部で、連盟定款第3条の目的を十分理解し定款、規程、内規及び細則を遵守し、バレーボール活動のできる、1チームが原則として地区学連へ加盟が認められ、同時に連盟への加盟が認められる。加盟に関する手続等は、理事会において別に定める加盟及び登録規程による。

(退会)

第57条 連盟から退会を希望する加盟大学は、理事会において別に定める退会規程による。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第59条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第61条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第13章 公告の方法

(公告)

第62条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動の状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議で別に定める。

(個人情報の保護)

第64条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15章 補則

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第16章 附則

- 1 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。
設立者 (住所) 東京都千代田区神田紺屋町4 6 番地 風月堂ビル4 0 5
(氏名) 全日本大学バレーボール連盟
(代表) 市川伊三夫
- 2 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。
現金 金5 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 3 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 4 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
- 5 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日(西暦2 0 1 9 年1 月9 日)から西暦2 0 1 9 年1 2 月3 1 日までとする。

2019年1月9日作成

1 3. 西日本大学バレーボール連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は、西日本大学バレーボール連盟(以下「本連盟」という)と称する。
英文の名称は、WEST JAPAN UNIVERSITY VOLLEYBALL ASSOCIATION とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を総務委員長が所属する地区大学バレーボール連盟(以下「地域学連」という。)に置く。

(組織)

第3条 本連盟は、東海、関西、中国、四国および九州の5地区にそれぞれ設置された地域学連をもって構成する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本連盟は、大学バレーボールの普及と発展を図り、学生の心身の健全な発達と人格の形成に寄与し、明るく豊かな学生生活の実現を目指すことを目的とし、第3条規定の地域学連及び一般財団法人全日本大学バレーボール連盟との友好、協力、共催事業を行う。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 西日本バレーボール大学男子・女子選手権大会の開催および主管
- (2) 西日本大学バレーボール5学連男女選抜対抗戦の開催および主管
- (3) 大学バレーボールの強化、普及を行うための各種行事の開催および主管
- (4) 西日本を包括する大学バレーボールの友好団体として、一般財団法人全日本大学バレーボール連盟が行う各種事業への共催、支援、協力
- (5) 本連盟を組織する地域学連が開催する各種大会事業への支援、協力
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第6条

本連盟は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学（以下「大学」という）が当該大学を代表するバレーボール部であると認め、本連盟加盟を希望する部をもって会員とする。

2 一つの大学で男子部、女子部を加盟するときは、それぞれ独立した会員とする。

3 移転、新学部設置などの理由により所在地が2ヶ所以上に分かれ、当該大学がそれぞれが大学を代表するバレーボール部であると認めた場合は、個別加盟をすることが出来る。ただし、その場合の大学名称は、区別できるよう学部名、所属地名などをつけるものとする。

(加盟・退会および登録)

第7条 本連盟への加盟は、第3条規定の地域学連への加盟により自動的に会員として登録されるが、新規加盟に際しては本規約細則に定めた加盟料を納入しなければならない。

2 本連盟からの退会は、前項と同じく地域学連からの退会をもって会員登録を抹消する。

3 加盟大学は原則として毎年4月20日までに、所属する地域学連を介し、規定の登録用紙に本規約細則に定められた登録料をそえて、連盟登録しなければならない。地域学連は、加盟大学の登録用紙、登録料をまとめ、5月20日まで本連盟に送達する。

4 一旦納入された加盟料および登録料は、理由のいかんを問わず返還しない。

第4章 役員

(役員定数)

第8条 本連盟に下記の役員を置く。なお、兼任は妨げない。

(1)	会 長	1名
(2)	副 会 長	4名
(3)	顧 問	若干名
(4)	理 事 長	1名
(5)	副 理 事 長 (学連委員長を含め)	5名
(6)	理 事 (1,2,4,5,7,10(11の内5名))を含め	24名
(7)	専門委員会委員長 (男子部委員長・女子部委員長も含め)	6名
(8)	専門委員会委員	若干名
(9)	学 連 委 員 長	1名
(10)	学 連 副 委 員 長	2名
(11)	学 連 委 員 (各地域学連より2名)	10名
(12)	監 事	2名

第9条 (会長)

(1) 会長は、理事会において推薦し、総会において選任する。

(2) 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

第10条 (副会長)

(1) 副会長は、理事会において会長が理事の中から指名し委嘱する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。

第11条 (顧問)

(1) 顧問は、本連盟関係者、関連団体関係者の中から理事会が推薦し会長が委嘱する。

(2) 顧問は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じ、必要があれば理事会に出席し意見を述べる事ができる。

第12条 削除

第13条 (理事長・副理事長)

(1) 理事長は、理事の互選により選出し会長が委嘱する。

(2) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し会長が委嘱する。

(3) 理事長は、総会ならびに理事会の決議および連盟規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時は理事長の職務を代行する。

第14条 (理事)

(1) 理事は、学識経験理事および学生理事によって構成され、総会において選出し会長が委嘱する。

(2) 理事24名の構成は次によるものとする。

(イ) 学識経験理事 16名

各地域学連より原則として地域学連理事長を推薦する。

各専門委員会委員長および男子部委員長・女子部委員長より6名を推薦する。

(ロ) 学生理事 8名

各地域学連より原則として学連委員長1名を推薦する。ただし、推薦された者が本連盟正副委員長に選任された場合は、当該学連より追加推薦を行う。

(3) 理事は、会長、副会長とともに理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第15条(専門委員会委員長・専門委員)

(1) 第24条規定の専門委員会の委員長(以下「専門委員長」という)は理事会が推薦し会長が委嘱する。

(2) 各専門委員会の委員(以下「専門委員」という)は委員長の推薦により理事会が選任し会長が委嘱する。

(3) 専門委員長および専門委員は本連盟規約により当該委員会に付託された会務を執行する。

第16条(学連委員長・副委員長・委員)

(1) 学連委員長(以下「委員長」という)は、学生理事の互選により推薦し理事会が選任し会長が委嘱する。

(2) 学連副委員長(以下「副委員長」という)は、委員長の指名により理事会が選任し会長が委嘱する。

(3) 学連委員(以下(委員)という)は委員長が指名し会長が委嘱する。

(4) 委員長、副委員長および委員は本連盟の実務を執行する。

第17条(監事)

(1) 監事は、理事会の推薦に基づき総会で選任する。

(2) 監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行状況を監査し、必要に応じて総会および理事会において監査結果を報告する。

第18条(役員の任期)

(1) 本連盟の役員任期は、学識経験役員は2年、学生役員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 欠員補充により就任する役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第5章 会 議

第19条(会議の種類)

本連盟に下記の会議を置く。

(1) 総 会

(2) 理 事 会

(3) 専門委員会

第20条(総会)

(1) 総会は、会長、副会長、理事および地域学連代表者2名によって組織し、本連盟の最高決議機関とする。

(2) 通常総会は、年1回(原則として3月)会長が招集し議長となる。

(3) 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき会長が招集し議長となる。

第21条(総会の議決)

(1) 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。

(2) 議決の出席者の過半数を持って決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第22条(総会の決定事項)

総会において下記の事項を決議する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 本連盟の重要な規約等の改正、制定

(4) その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

第23条(理事会)

(1) 理事会は、通常1回(通常総会当日)会長が招集し議長となる。

(2) 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、また理事の過半数より事項を示して召集を要求されたとき、会長が招集し議長となる

- (3) 理事会は、会長、副会長、理事をもって組織する。
- (4) 理事会は総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議、議決する。
- (5) 理事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。
- (6) 議決の出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条（専門委員会）

- (1) 本連盟に下記の専門委員会を置く。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 競技委員会
 - (ハ) 審判委員会
 - (ニ) 強化指導普及委員会
 - (ホ) ビーチバレーボール委員会
- (2) 各専門委員会の業務、運営については、別途定める専門委員会規定によるものとする。
- (3) 専門委員会の設置、廃止は理事会の決議による。
- (4) 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第25条（議事録）

- (1) 本連盟のすべての会議は議事録を作成のうえ保存するとともに、本連盟役員あるいは加盟大学から要請があった場合には閲覧に供さなければならない。
- (2) 総会の議事録は、総会終了後すみやかに本連盟加盟大学に送付するものとする。

第6章 会 計

第26条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

第27条（資産）

本連盟の資産は、次の収入によるものとする。

- (1) 本連盟への加盟金および登録料
- (2) 本連盟主催の事業による収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第28条（収支予算および決算）

- (1) 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は総務委員会の会計担当者の責任において正確に記帳、保管され、監事の監査および理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第7章 賞 罰

第29条（表彰）

本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。

第30条（懲罰）

本連盟の名誉を著しく毀損した場合、また、規約等に従わない本連盟役員、加盟大学および加盟大学所属員に対し、総会の議決により次の懲罰を課すことができる。

- (1) 戒告
- (2) 権利停止
- (3) 除名
- (4) その他の処分

第8章 補 則

第31条（規約の改正または変更）

本規約は、理事会の審議を経て総会の議決により改正あるいは変更することができる。

第32条（集会・調整連絡）

- (1) 会長が必要と認めた場合、副会長、理事長、副理事長を召集し、意見の交換・連絡調整を行うことができる。
- (2) 委員長が必要と認めた場合、副委員長、委員、その他必要な本連盟加盟大学役員を召集し、意見の交換・連絡調整・実務作業を行うことができる。

第33条 (付則・細則)

- (1) 本連盟は、本規約の実施のため必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。
- (2) 第1頁の付則・細則の改正あるいは変更は理事会の決議により行う。

(付則)

第1条 (委任状による出席および議決権)

本連盟規約第20条規定の総会、第23条規定の理事会に出席を要する理事あるいは地域学連代表者は、委任状をもって代理出席者を指名し、会議に参加させることができる。委任状をもって当該会議に出席した者は議決権を有する。

第2条 (制定・施行)

本規約は2003年2月23日に制定し、同年4月1日より施行する。
2006年2月26日に改正し、同年4月1日より施行する。
2012年3月3日に改正し、同年4月1日より施行する。
2016年2月27日に制定し、同年4月1日より施行する。
2017年3月4日に制定し、同年4月1日より施行する。
2018年3月3日に制定し、同年4月1日より施行する。
2019年3月2日に制定し、同年4月1日より施行する。
2021年3月6日に制定し、同年4月1日より施行する。

(細則)

第1条 (加盟金)

本連盟規約第7条第1項規定の加盟金は一会員あたり3,000円とする。

第2条 (登録料)

本連盟規約第7条3項規定の登録料は一会員あたり毎年6,000円とする。

西日本大学バレーボール連盟旅費規定

第1条 (目的)

本規定は本連盟規約第8条に規定される役員が、本連盟業務執行に関わる事由で出張する際に要する旅費(交通費および宿泊費)の支給に関する事項を定める。

第2条 (支給範囲)

本規定により支給される旅費は、原則として以下の業務執行の範囲とする。ただし、他団体との連絡調整など特例的な業務執行に関しては、理事長の決裁により支給範囲として取り扱うことができる。

- (1) 本連盟規約第9・10・13・14・15・16・17条規定の役員が、規約19・32条規定の各種会議に出席する際に要する旅費。
- (2) 本連盟規約第11・12条規定の役員が、規約第23条規定の理事会に出席を要請された場合に要する旅費。
- (3) 本連盟の業務執行に必要であるため、本連盟役員以外の者に規約19条規定の各種会議に出席を要請した場合に要する旅費。

第3条 (支給額)

本連盟により支給される旅費の金額は、以下のとおりとする。なお、学生役員については学生割引を利用することが望ましい。

(1) 鉄道・バス・船舶・航空運賃

支給を受ける者の居住地から、会議開催地までの普通往復運賃を支給する。また、片道が70kmを越えた場合には、急行料金または、特別急行料金(新幹線を含む)および座席指定料金を支給する。また、遠方の地域でやむなく航空機を使用する場合は、航空運賃を支給する。

(2) 宿泊費

業務執行に際し、宿泊を要する場合には下記の宿泊費を支給する。

・1人1泊¥10,000-

ただし、本連盟が宿泊費を一括支払いする場合には、宿泊費の個人への支給は行わない。

第4条 (制定・施行)

本規定は、2003年2月23日に制定し、同年4月1日より施行する。

2006年2月26日に改正し、同年4月1日より施行する。

2018年3月 3日に制定し、同年4月1日より施行する。

【西日本大学バレーボール連盟各専門委員会規程】

総務委員会規程

西日本大学バレーボール連盟規約第24条に基づき設置される総務委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 総務委員会は次の事項を所管する。

- (1) 規約・規定の制定および維持管理に関する事項
- (2) 総会など会議の運営に関する事項
- (3) 事務局の運営に関する事項
- (4) チーム加盟登録の審査およびその記録管理に関する事項
- (5) 予算・決算および監査に関する事項
- (6) 会計の執行
- (7) 広報活動の総合的企画立案に関する事項
- (8) その他関連する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとする。

学識経験役員は各地域学連より1名とし合計5名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長は理事会が選任する。
- (2) 副委員長および委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

競技委員会規程

西日本大学バレーボール連盟規約第24条に基づき設置される競技委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 競技委員会は次の事項を所管する。

- (1) 西日本大学バレーボール連盟が主催する各種大会の競技運営上の各種規定（競技規則・大会要項等）の作成・検討および競技役員に関する事項
- (2) 競技会場および使用施設・器具等の審査・点検
- (3) 競技会参加者の資格・登録と競技記録に関する記録
- (4) 西日本大学バレーボール連盟が主催する各種競技会の日程の作成・検討と開催地の検討
- (5) その他委員会の目的推進に関わる事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとする。

委員1名とし合計5名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長は理事会が選任する。
- (2) 副委員長および委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

審判委員会規程

西日本大学バレーボール連盟規約第24条に基づき設置される審判委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 審判委員会は次の事項を所管する。

- (1) 審判員の養成に関する事項
- (2) 競技会への審判長・審判員の派遣依頼とその調整に関する事項
- (3) その他関連する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとする。

学識経験役員は各地域学連より1名とし合計5名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長は理事会が選任する。
- (2) 副委員長及び委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

強化指導普及委員会規程

西日本大学バレーボール連盟規約第24条に基づき設置される強化指導普及委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 強化指導普及委員会は次の事項を所管する。

- (1) 競技力向上ならびに普及に関する事項
- (2) 講習会および練習会の開催に関する事項
- (3) チームの派遣および招聘に関する事項
- (4) 強化・普及費の計上とその予算・決算に関する事項
- (5) その他強化指導普及に関連する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 学識経験役員は強化指導普及委員長1名と男子部・女子部に各地域学連から1名ずつとし計10名の合計11名
- (2) 男子部・女子部学生委員長若干名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長は理事会が選任する。
- (2) 男子部委員長・女子部委員長および男子部委員長・女子部委員長は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

ビーチバレーボール委員会規程

西日本大学バレーボール連盟規約第24条に基づき設置されるビーチバレーボール委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第1条 ビーチバレーボール委員会は次の事項を所管する。

- (1) ビーチバレーボールの競技力向上および指導普及に関する事項
- (2) 競技会および講習会、練習会の開催に関する事項
- (3) 競技会要項の決定および役員に関する事項
- (4) チームの派遣および招聘に関する事項
- (5) その他ビーチバレーボールに関する事項

第2条 本委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 学識経験役員は各地域学連より1名とし合計5名
- (2) 学生委員若干名

第3条 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長は理事会が選任する。
- (2) 副委員長および委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

第1条 本各専門委員会規定は、

- 2005年3月21日に制定し、同年4月1日より施行する。
- 2018年3月 3日に改正し、同年4月1日より施行する。
- 2019年3月 2日に改正し、同年4月1日より施行する。
- 2020年3月 6日に制定し、同年4月1日より施行する。

14. 九州大学バレーボール連盟 個人情報保護方針について

九州大学バレーボール連盟（以下、本連盟という）は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法に基づく以下の方針により個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の取得について

本連盟は適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

2 個人情報の利用について

本連盟は個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で利用します。

3 個人情報の第三提供者について

本連盟は法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

4 個人情報の管理について

・本連盟は個人情報を正確かつ安全に管理します。

・本連盟は個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5 個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は速やかに対応します。

6 個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本連盟が保有する個人情報の保護するための方針、組織、計画、実施、監査、及び見直しを含む本連盟内のしくみすべて）を策定し、これを本連盟従業者その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善します。

(改正・施行)

本規約は、2015年1月10日に改正し、同年4月1日より施行する。

2018年1月 8日に改正し、同年4月1日より施行する。

2020年1月11日に改正し、同年4月1日より施行する。

2023年1月20日に改正し、同年4月1日より施行する。

2025年1月25日に改正し、同年4月1日より施行する。

九州大学バレーボール連盟